

資料 1

令和 8 年 壱岐市議会定例会 6 月会議

# 議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

## 目 次

報告第2号関係	
壱岐市税条例新旧対照表	1
報告第3号関係	
壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表	30
議案第32号関係	
壱岐市監査委員条例新旧対照表	46
議案第34号関係	
壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例新旧対照表	48
議案第35号関係	
サンドーム壱岐条例を廃止する条例新旧対照表	49
議案第36号関係	
壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	53

## 壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第18条2まで (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号におい</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第18条2まで (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号におい</p>	

て同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条から第32条まで (略)  
(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

第34条から第79条まで (略)

ら納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第20条から第32条まで (略)  
(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

第34条から第79条まで (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。
- 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

- 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2（略）

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2（略）

### 分の3

#### (環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

#### (環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

#### (環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

#### (環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その

他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

第84条 (略)

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において、「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

第84条 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第86条 (略)

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において、「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有

所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 3 (略)
- 4 第1項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 3 (略)
- 4 第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る軽自動車税の減免を受けていた者が、減免を必要と

等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項の申請があったものとみなす。

5 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6 (略)

7 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内

する理由等について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、前項の申請があったものとみなす。

5 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6 (略)

7 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内

に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第92条から第151条まで (略)

#### 附 則

第1条から第7条の2まで (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度

に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第92条から第151条まで (略)

#### 附 則

第1条から第7条の2まで (略)

の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

第7条の4から第7条の8まで（略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

第7条の4から第7条の8まで（略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、

36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 （略）

第9条から第10条まで （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 （略）

第9条から第10条まで （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

- 5 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 5 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
- 14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について  
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。

22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。

23 (略)

24 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で  
定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ  
うとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同  
項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅  
に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項  
を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及  
び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する  
基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなけれ  
ばならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条  
第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の  
適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改

17 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。

18 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。

19 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、  
3分の2とする。

20 (略)

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割  
合は3分の1とする。

22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合  
は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ  
うとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同  
項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅  
に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項  
を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及  
び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する  
基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなけれ  
ばならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条  
第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の  
適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改

修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付し

修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付し

て市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12・13 (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

て市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

12・13 (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が</sup>法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか<sup>の別</sup>

(4)～(6) (略)

第11条～第15条 (略)

情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに  
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン

項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</sup>

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</sup>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)</sup>に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請を

軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</sup>

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)</sup>に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が

した者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、

偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 （略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは

第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ

「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ

る。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら

る。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわら

ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第

ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割

1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適

3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34

7 第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

6 (略)

以下 (略)

条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)・(4) (略)

6 (略)

以下 (略)

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、壱岐市国民健康保険事業特別会計（壱岐市特別会計条例（平成16年壱岐市条例第47号）第1条第2号に掲げる国民健康保険事業特別会計をいう。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、長崎県の国民健康保険に関する特別会計（以下「長崎県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、壱岐市国民健康保険事業特別会計（壱岐市特別会計条例（平成16年壱岐市条例第47号）第1条第2号に掲げる国民健康保険事業特別会計をいう。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、長崎県の国民健康保険に関する特別会計（以下「長崎県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額</u>（国民健康保険税のう</p>	

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の

ち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県国民健康保険特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
- 4 (略)
- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の

所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.5を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び同項において同じ。）以外の世帯 21,600円

所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.5を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び同項において同じ。）以外の世帯 21,600円

(2)・(3) (略)

第6条から第9条の2まで (略)

第10条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.6万円を超える場合には、6.6万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げ

(2)・(3) (略)

第6条から第9条の2まで (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.33を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について57円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 687円

(2) 特定世帯 344円

(3) 特定継続世帯 516円

第10条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.7万円を超える場合には、6.7万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げ

る額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

る額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 481円

(2) 特定世帯 241円

(3) 特定継続世帯 362円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
29円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 344円

(2) 特定世帯 172円

(3) 特定継続世帯 258円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 138円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割

(2) 特定世帯 69円

(3) 特定継続世帯 104円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割

額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達す

第23条の2から第27条まで (略)

附 則

1～7 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

る日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第23条の2から第27条まで (略)

附 則

1～7 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所

3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所

得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し

得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し

くは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用について

くは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の

は、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利

適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条

子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

壱岐市監査委員条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略) (請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）若しくは地公企法第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第6条及び第7条 (略) (決算等の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項又は<u>地方公営企業法</u>第30条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (現金出納の検査)</p> <p>第9条 (略) (公金の収納等の監査)</p> <p>第10条 監査委員は、法第235条の2第2項又は<u>地方公営企業法</u>第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。</p>	<p>第1条から第4条まで (略) (請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）若しくは地公企法第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第6条及び第7条 (略) (決算等の審査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項又は<u>地公企法</u>第30条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (現金出納の検査)</p> <p>第9条 (略) (公金の収納等の監査)</p> <p>第10条 監査委員は、法第235条の2第2項又は<u>地公企法</u>第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。</p>	

以下 (略)

以下 (略)

壱岐市教職員宿舍の設置に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																												
<p>(設置) 第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 教職員宿舍の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置) 第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 教職員宿舍の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 464 510 507">名称</th> <th data-bbox="510 464 1055 507">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 507 510 651">壱岐市大島へき地教員宿舍</td> <td data-bbox="510 507 1055 651">壱岐市郷ノ浦町大島663番地2 735番地 815番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 651 510 746">壱岐市長島へき地教員宿舍</td> <td data-bbox="510 651 1055 746">壱岐市郷ノ浦町長島34番地 39番地6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 746 510 842">壱岐市原島へき地教員宿舍</td> <td data-bbox="510 746 1055 842">壱岐市郷ノ浦町原島301番地1 296番地2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 842 510 938">壱岐市郷ノ浦町へき地教員宿舍</td> <td data-bbox="510 842 1055 938">壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地1 1212番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 938 510 981">壱岐市芦辺町教職員住宅</td> <td data-bbox="510 938 1055 981">壱岐市芦辺町箱崎大左右触397番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 981 510 1031">壱岐市石田町教職員住宅</td> <td data-bbox="510 981 1055 1031">壱岐市石田町石田西触1027番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	壱岐市大島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町大島663番地2 735番地 815番地	壱岐市長島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町長島34番地 39番地6	壱岐市原島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町原島301番地1 296番地2	壱岐市郷ノ浦町へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地1 1212番地1	壱岐市芦辺町教職員住宅	壱岐市芦辺町箱崎大左右触397番地	壱岐市石田町教職員住宅	壱岐市石田町石田西触1027番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 464 1431 507">名称</th> <th data-bbox="1431 464 1975 507">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 507 1431 651">壱岐市大島へき地教員宿舍</td> <td data-bbox="1431 507 1975 651">壱岐市郷ノ浦町大島663番地2 735番地 815番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 651 1431 746"></td> <td data-bbox="1431 651 1975 746"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 746 1431 842">壱岐市原島へき地教員宿舍</td> <td data-bbox="1431 746 1975 842">壱岐市郷ノ浦町原島301番地1 296番地2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 842 1431 938">壱岐市郷ノ浦町へき地教員宿舍</td> <td data-bbox="1431 842 1975 938">壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地1 1212番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 938 1431 981">壱岐市芦辺町教職員住宅</td> <td data-bbox="1431 938 1975 981">壱岐市芦辺町箱崎大左右触397番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 981 1431 1031">壱岐市石田町教職員住宅</td> <td data-bbox="1431 981 1975 1031">壱岐市石田町石田西触1027番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	壱岐市大島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町大島663番地2 735番地 815番地			壱岐市原島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町原島301番地1 296番地2	壱岐市郷ノ浦町へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地1 1212番地1	壱岐市芦辺町教職員住宅	壱岐市芦辺町箱崎大左右触397番地	壱岐市石田町教職員住宅	壱岐市石田町石田西触1027番地	
名称	位置																													
壱岐市大島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町大島663番地2 735番地 815番地																													
壱岐市長島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町長島34番地 39番地6																													
壱岐市原島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町原島301番地1 296番地2																													
壱岐市郷ノ浦町へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地1 1212番地1																													
壱岐市芦辺町教職員住宅	壱岐市芦辺町箱崎大左右触397番地																													
壱岐市石田町教職員住宅	壱岐市石田町石田西触1027番地																													
名称	位置																													
壱岐市大島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町大島663番地2 735番地 815番地																													
壱岐市原島へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町原島301番地1 296番地2																													
壱岐市郷ノ浦町へき地教員宿舍	壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地1 1212番地1																													
壱岐市芦辺町教職員住宅	壱岐市芦辺町箱崎大左右触397番地																													
壱岐市石田町教職員住宅	壱岐市石田町石田西触1027番地																													
<p>以下 (略)</p>	<p>以下 (略)</p>																													

サンドーム壱岐条例を廃止する条例【附則第2項関係】

壱岐市体育施設条例 新旧対照表

現行		改正案		備考																																													
(設置) 第1条 市民の体育の普及及びその推進を図るため、体育施設を設置する。 2 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置) 第1条 市民の体育の普及及びその推進を図るため、体育施設を設置する。 2 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天ヶ原グラウンド</td> <td>壱岐市勝本町仲触90番地1</td> </tr> <tr> <td>旧鯨伏中学校グラウンド</td> <td>壱岐市勝本町布気触818番地1</td> </tr> <tr> <td>旧夜間照明施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝本テニスコート</td> <td>壱岐市勝本町仲触1875番地</td> </tr> <tr> <td>芦辺小学校グラウンド</td> <td>壱岐市芦辺町芦辺浦546番地</td> </tr> <tr> <td>旧夜間照明施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石田スポーツセンター</td> <td>壱岐市石田町石田西触1264番地4</td> </tr> <tr> <td>石田小・中学校グラウンド</td> <td>壱岐市石田町石田西触1247番地</td> </tr> <tr> <td>旧夜間照明施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>筒城グラウンド</td> <td>壱岐市石田町筒城仲触1856番地7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	天ヶ原グラウンド	壱岐市勝本町仲触90番地1	旧鯨伏中学校グラウンド	壱岐市勝本町布気触818番地1	旧夜間照明施設		勝本テニスコート	壱岐市勝本町仲触1875番地	芦辺小学校グラウンド	壱岐市芦辺町芦辺浦546番地	旧夜間照明施設		石田スポーツセンター	壱岐市石田町石田西触1264番地4	石田小・中学校グラウンド	壱岐市石田町石田西触1247番地	旧夜間照明施設		筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天ヶ原グラウンド</td> <td>壱岐市勝本町仲触90番地1</td> </tr> <tr> <td>旧鯨伏中学校グラウンド</td> <td>壱岐市勝本町布気触818番地1</td> </tr> <tr> <td>旧夜間照明施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝本テニスコート</td> <td>壱岐市勝本町仲触1875番地</td> </tr> <tr> <td>湯本屋内競技場</td> <td>壱岐市勝本町布気触977番地1</td> </tr> <tr> <td>芦辺小学校グラウンド</td> <td>壱岐市芦辺町芦辺浦546番地</td> </tr> <tr> <td>旧夜間照明施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石田スポーツセンター</td> <td>壱岐市石田町石田西触1264番地4</td> </tr> <tr> <td>石田小・中学校グラウンド</td> <td>壱岐市石田町石田西触1247番地</td> </tr> <tr> <td>旧夜間照明施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>筒城グラウンド</td> <td>壱岐市石田町筒城仲触1856番地7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	天ヶ原グラウンド	壱岐市勝本町仲触90番地1	旧鯨伏中学校グラウンド	壱岐市勝本町布気触818番地1	旧夜間照明施設		勝本テニスコート	壱岐市勝本町仲触1875番地	湯本屋内競技場	壱岐市勝本町布気触977番地1	芦辺小学校グラウンド	壱岐市芦辺町芦辺浦546番地	旧夜間照明施設		石田スポーツセンター	壱岐市石田町石田西触1264番地4	石田小・中学校グラウンド	壱岐市石田町石田西触1247番地	旧夜間照明施設		筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7		
名称	位置																																																
天ヶ原グラウンド	壱岐市勝本町仲触90番地1																																																
旧鯨伏中学校グラウンド	壱岐市勝本町布気触818番地1																																																
旧夜間照明施設																																																	
勝本テニスコート	壱岐市勝本町仲触1875番地																																																
芦辺小学校グラウンド	壱岐市芦辺町芦辺浦546番地																																																
旧夜間照明施設																																																	
石田スポーツセンター	壱岐市石田町石田西触1264番地4																																																
石田小・中学校グラウンド	壱岐市石田町石田西触1247番地																																																
旧夜間照明施設																																																	
筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7																																																
名称	位置																																																
天ヶ原グラウンド	壱岐市勝本町仲触90番地1																																																
旧鯨伏中学校グラウンド	壱岐市勝本町布気触818番地1																																																
旧夜間照明施設																																																	
勝本テニスコート	壱岐市勝本町仲触1875番地																																																
湯本屋内競技場	壱岐市勝本町布気触977番地1																																																
芦辺小学校グラウンド	壱岐市芦辺町芦辺浦546番地																																																
旧夜間照明施設																																																	
石田スポーツセンター	壱岐市石田町石田西触1264番地4																																																
石田小・中学校グラウンド	壱岐市石田町石田西触1247番地																																																
旧夜間照明施設																																																	
筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7																																																
第2条から第9条まで (略)		第2条から第9条まで (略)																																															
附 則 (略) 別表 (第3条関係)		附 則 (略) 別表 (第3条関係)																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体育施設</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体育施設	区分	使用料				<table border="1"> <thead> <tr> <th>体育施設</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体育施設	区分	使用料																																							
体育施設	区分	使用料																																															
体育施設	区分	使用料																																															

天ヶ原グラウンド	利用者	全点灯のとき、1時間以内3,770円、1時間増すごとに3,770円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、1時間以内3,140円、1時間増すごとに3,140円を追加 ソフトボール1面のとき、1時間以内2,610円、1時間増すごとに2,610円を追加
旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内1,040円 30分増すごとに1,040円を追加
勝本テニスコート	利用者	コート1面1時間につき520円
芦辺小学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内730円 30分増すごとに730円を追加
石田小中グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内810円 30分増すごとに810円を追加
筒城グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内810円 30分増すごとに810円を追加

天ヶ原グラウンド	利用者	全点灯のとき、1時間以内3,770円、1時間増すごとに3,770円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、1時間以内3,140円、1時間増すごとに3,140円を追加 ソフトボール1面のとき、1時間以内2,610円、1時間増すごとに2,610円を追加
旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内1,040円 30分増すごとに1,040円を追加
勝本テニスコート	利用者	コート1面1時間につき520円
湯本屋内競技場	利用者	テニス1コートするとき、1時間以内730円、1時間増すごとに730円を追加 ミニサッカー1コートするとき、1時間以内1,460円、1時間増すごとに1,460円を追加
芦辺小学校グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内730円 30分増すごとに730円を追加
石田小・中グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内810円 30分増すごとに810円を追加
筒城グラウンド夜間照明施設	利用者	30分以内810円 30分増すごとに810円を追加

設		体育施設	区分	使用料		
				単位	金額 (円)	
石田 スポ ーツ 室 セン ター	バレーコート	一般	1面	1時間に	830	
			つき			
	バスケットコート 等	高校生以 下	1面	1時間に	520	
			つき			
	バドミントンコ ート	一般	1面	1時間に	310	
			つき			
	ソフトバレーコ ート等	高校生以 下	1面	1時間に	200	
			つき			
	全面（センターコ ート含む）	一般	全面	1時間に	1,670	
			つき			
	高校生以 下	全面	1時間に	1,040		
		つき				
多目的ル ーム	卓球	一般	1台	1時間に	200	
			つき			
		高校生以 下	1台	1時間に	150	
			つき			
その他	一般	1室	1時間に	410		
		つき				
	高校生以 下	1室	1時間に	260		
		つき				
トレーニングルーム	一般	1人	1時間に	200		
		つき				
	高校生	1人	1時間に	100		
		つき				

設		体育施設	区分	使用料		
				単位	金額 (円)	
石田 スポ ーツ 室 セン ター	バレーコート	一般	1面	1時間に	830	
			つき			
	バスケットコート 等	高校生以 下	1面	1時間に	520	
			つき			
	バドミントンコ ート	一般	1面	1時間に	310	
			つき			
	ソフトバレーコ ート等	高校生以 下	1面	1時間に	200	
			つき			
	全面（センターコ ート含む）	一般	全面	1時間に	1,670	
			つき			
	高校生以 下	全面	1時間に	1,040		
		つき				
多目的ル ーム	卓球	一般	1台	1時間に	200	
			つき			
		高校生以 下	1台	1時間に	150	
			つき			
その他	一般	1室	1時間に	410		
		つき				
	高校生以 下	1室	1時間に	260		
		つき				
トレーニングルーム	一般	1人	1時間に	200		
		つき				
	高校生	1人	1時間に	100		
		つき				

武道場	一般	全面	1 時間に つき	8 3 0	
		半面	1 時間に つき	4 1 0	
	高校生以 下	全面	1 時間に つき	5 2 0	
		半面	1 時間に つき	2 6 0	
	シャワー	利用者	1 台	1 回	1 0 0

備考

- 1 一般と高校生以下が共同利用する場合は、一般の使用料を徴収する。
- 2 1 時間未満の使用は1 時間として計算する。
- 3 多目的ルームにおける冷暖房使用は、1 時間1 0 0 円を加算する。
- 4 営利を目的とする者で入場料を徴するときは、使用料のほか最高入場料の5 0 倍に当たる額を徴収する。

武道場	一般	全面	1 時間に つき	8 3 0	
		半面	1 時間に つき	4 1 0	
	高校生以 下	全面	1 時間に つき	5 2 0	
		半面	1 時間に つき	2 6 0	
	シャワー	利用者	1 台	1 回	1 0 0

備考

- 1 一般と高校生以下が共同利用する場合は、一般の使用料を徴収する。
- 2 1 時間未満の使用は、1 時間として計算する。
- 3 多目的ルームにおける冷暖房使用は、1 時間につき1 0 0 円を加算する。
- 4 営利を目的とする者で入場料を徴するときは、使用料のほか最高入場料の5 0 倍に当たる額を徴収する。

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略)                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略)                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

## 令和7年度3月31日専決 補正予算概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月31日専決補正予算の概要	2~8
3. 繰越明許費	9
4. 基金の状況（見込み）	10
5. 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 及び入湯税が充てられる経費	11



高崎市

## 令和7年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額	
一 般 会 計		27,637,097	△ 481,700	27,155,397	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,296,950	3,296,950	
		診療施設勘定	50,213	50,213	
		計	3,347,163	3,347,163	
	後期高齢者医療事業特別会計		453,137		453,137
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,896,232		3,896,232
		介護サービス事業勘定	31,053		31,053
		計	3,927,285		3,927,285
	三島航路事業特別会計		146,928		146,928
	農業機械銀行特別会計		156,301		156,301
合 計		8,030,814		8,030,814	
一般会計、特別会計の合計		35,667,911	△ 481,700	35,186,211	

### ○企業会計

(単位:千円)

会計名	内 訳	現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的収入	731,530		731,530
	収益的支出	819,692		819,692
	資本的収入	255,820		255,820
	資本的支出	471,891		471,891
下水道事業会計	収益的収入	386,618		386,618
	収益的支出	399,112		399,112
	資本的収入	151,089		151,089
	資本的支出	195,643		195,643

令和7年度3月31日専決 補正予算の概要

【沓岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予 算 ペ ー ジ	
					特定財源									一般財源
					国費	県費	地方債	その他						
2 総務費	交通対策費	193,573	▲ 8,800	184,773	0	0	400	0	▲ 9,200	5-3 公共交通 体系の充 実	3 島内陸上 交通の維 持・活性 化	●事業の背景・目的等 地域公共交通及び離島航路・航空路線の維持確保に努め、移動手段を確保するとともに市民の日常生活の確保と地域経済の活性化を図る。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 本土通院等航路運賃支援事業	総務課  P24～25	
1 総務管理費 6 企画費	ふるさと応援寄附金	1,544,135	▲ 391,116	1,153,019	0	0	0	▲ 363,423	▲ 27,693	6-2 持続可能 な財政基 盤の構築	2 自主財源 の確保	99 企業版も 含めたふ るさと納 税30億 円への挑 戦	●事業の背景・目的等 本事業を通じて「ふるさと応援基金」の増加を図り、沓岐市総合計画の将来ビジョンを実現するための各種施策を展開していく。  ●事業内容 事業実績による減	商工振興課  P24～25
3 民生費	勝本ふれあいセンター「かざはや」管理費	53,325	▲ 2,179	51,146	0	0	▲ 1,700	0	▲ 479	2-4 高齢者福 祉の充実	2 支え合い の地域づ くり	51 島全体で 支え合う 体制を強 化する多 職種連携 の推進	●事業の背景・目的等 地域福祉活動の拠点である「勝本ふれあいセンターかざはや」の運営および維持管理を行う。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 温水ボイラー改修工事ほか	市民福祉課  P24～25
1 社会福祉費 2 社会福祉施設費	声辺クオリティライフセンター「つばさ」管理費	61,417	▲ 3,791	57,626	0	0	▲ 3,000	0	▲ 791	2-4 高齢者福 祉の充実	2 支え合い の地域づ くり	51 島全体で 支え合う 体制を強 化する多 職種連携 の推進	●事業の背景・目的等 地域福祉活動の拠点である「声辺クオリティライフセンターつばさ」の運営および維持管理を行う。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 空調設備改修工事ほか	市民福祉課  P24～25

令和7年度3月31日専決 補正予算の概要

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
3 民生費 1 社会福祉費 2 社会福祉施設費	石田総合福祉センター管理費	19,680	▲ 776	18,904	0	0	▲ 600	0	▲ 176	2-4 高齢者福祉の充実	2 支え合いの地域づくり	51 島全体で支え合う体制を強化する多職種連携の推進	●事業の背景・目的等 地域福祉活動の拠点である「石田総合福祉センター」の運営および維持管理を行う。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 窓枠改修工事	市民福祉課  P24～25
3 民生費 1 社会福祉費 6 老人福祉施設費	保護費	77,626	▲ 2,500	75,126	0	0	▲ 200	0	▲ 2,300	2-4 高齢者福祉の充実	4 高齢者介護サービス充実	61 入所できる老人ホームの充実	●事業の背景・目的等 身体的、精神的、環境的、または経済的に困難し、在宅で生活ができない高齢者等が自立した生活を営み社会活動に参加するために必要な援助を行う。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 老人ホーム空調設備更新	老人ホーム  P24～25
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	クリーンセンター費	238,467	▲ 2,700	235,767	0	0	▲ 4,200	0	1,500	5-1 循環型社会の構築	2 廃棄物の適切な処理		●事業の背景・目的等 一般廃棄物等の適正な処理のため、安定した施設の運営および計画的な維持改修を実施し、循環型社会の形成を図る。  ●事業内容 事業実績による減 ・ クリーンセンター改修工事	環境衛生課  P26～27
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	水産業振興費	92,078	306	92,384	0	0	0	306	0	1-2 水産業の振興	1 漁業環境の再生・整備		●事業の背景・目的等 水産業振興のため、補助事業等を活用しながら関係機関とも連携し漁業経営の安定を図り、漁村の活性化に寄与する。  ●事業内容 本市沿岸における沿岸漁業等の振興を図るため、沿岸漁業振興基金の積み立てを行う。 ・ 沿岸漁業振興基金306千円増	水産課  P26～27

令和7年度3月31日専決 補正予算の概要

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	47,398	▲ 1,342	46,056	0	0	▲ 1,500	0	158	1-2 水産業の 振興	1 漁業環境 の再生・ 整備	28 港を核と したまち の魅力化 向上	●事業の背景・目的等 漁港施設の維持管理・補修および計画的な改修を実施し、漁港施設利用者の安全性・利便性の向上を図る。  ●事業内容 事業実績による減 ・県営事業負担金	水産課  P26～27
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	物産振興費	11,750	▲ 1,390	10,360	0	0	▲ 900	0	▲ 490	1-3 物産ブラン ドと商 工業の振 興	2 ブランド 化と販路 開拓	33 香焼焼酎 のシェア 拡大の支 援促進	●事業の背景・目的等 物産展等の各種イベントを通じて、地産品のPRと販路拡大に努め、地域経済活性化を図る。  ●事業内容 事業実績による減 ・香焼焼酎知名度アップ事業補助金	商工振興課  P26～27
6 商工費 1 商工費 4 観光費	観光振興費	37,889	▲ 2,060	35,829	0	0	▲ 400	0	▲ 1,660	4-1 観光の振 興	1 高付加価 値なコン テンツ達 成	36 人が集ま るイベン トへの支 援促進	●事業の背景・目的等 観光振興計画に掲げる観光産業を中心とした外需喚起により、市内の経済活性化を図る。  ●事業内容 事業実績による減 ・観光需要喚起対策事業補助金	観光課  P26～27
	香焼行き教育旅行	15,000	▲ 1,000	14,000	0	0	700	0	▲ 1,700	4-1 観光の振 興	1 高付加価 値なコン テンツ達 成	36 人が集ま るイベン トへの支 援促進	●事業の背景・目的等 本市への教育旅行学生に対し経費の一部を助成することにより、誘致を促進し交流人口の増加と地域の活性化に寄与する。  ●事業内容 事業実績による減 ・香焼行き教育旅行推進事業補助金	観光課  P26～27

令和7年度3月31日専決 補正予算の概要

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
6 商工費 1 商工費 4 観光費	観光施設管理費	107,404	▲ 819	106,585	0	0	▲ 700	0	▲ 119	4-1 観光の振興	2 受入環境の充実		●事業の背景・目的等 観光施設（自然公園・公衆トイレ・海水浴場等）の運営および維持管理を行う。  ●事業内容 事業実績による減 ・公衆トイレ解体工事	観光課  P26～27
7 土木費 3 河川費 1 河川総務費	河川管理費	30,757	▲ 11,421	19,336	0	0	▲ 11,600	0	179	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進		●事業の背景・目的等 適切な河川管理に努め、市民の安全・安心を確保する。  ●事業内容 事業実績による減 ・河川浚渫工事	建設課  P28～29
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業費	141,677	▲ 3,000	138,677	0	0	▲ 3,200	0	200	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進		●事業の背景・目的等 住民の生活・財産を守るため、急傾斜地の整備を計画的に実施し、安全・安心を確保する。  ●事業内容 事業実績による減 ・急傾斜地崩壊対策工事	建設課  P28～29
7 土木費 5 都市計画費 2 公園費	公園管理費	25,976	▲ 1,935	24,041	0	0	▲ 1,700	0	▲ 235	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進		●事業の背景・目的等 都市公園（6公園）および特定公園（勝本総合運動公園）、男女岳ダム公園・広場について、広く市民に活用される安全で安心な公園の運営および維持管理を行う。  ●事業内容 事業実績による減 ・勝本総合運動公園トイレ解体工事	建設課  P28～29

令和7年度3月31日専決 補正予算の概要

- 【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】
- 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
  - 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
  - 3 未来を育む子育てと学びの島
  - 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
  - 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
  - 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
8 消防費	小型動力消防ポンプ 購入事業費	10,283	▲ 1,538	8,745	0	0	▲ 900	0	▲ 638	5-5 防災・危 害管理体 制の強化	4 危機管理 体制の充 実・強化		●事業の背景・目的等 災害現場における車両や資機材等を整備し安全且つ迅速な現場活動を行うこと で、消防力の充実に回り市民の生命と財産を守る。  ●事業内容 事業実績による減 ・小型動力消防ポンプ購入	消防本部  P28～29
1 消防費 3 消防施設費	消防団車両購入事業 費	37,444	▲ 3,240	34,204	0	0	▲ 4,800	0	1,560	5-5 防災・危 害管理体 制の強化	4 危機管理 体制の充 実・強化		●事業の背景・目的等 災害現場における車両や資機材等を整備し安全且つ迅速な現場活動を行うこと で、消防力の充実に回り市民の生命と財産を守る。  ●事業内容 事業実績による減 ・消防団車両購入	消防本部  P28～29
9 教育費	離島留学生ホームス テイ事業費	31,264	▲ 7,100	24,164	▲ 3,000	▲ 1,200	▲ 1,100	0	▲ 1,800	3-2 学校教育 の充実	4 教育環境 の整備	95 職員の力 が十分に 発揮でき る組織体 制の構築	●事業の背景・目的等 高校離島留学生の内滑な事業推進に努め、教育振興並びに学校及び地域の活 性化を図る。  ●事業内容 事業実績による減 ・離島留学推進事業(ホームステイ費・交通費)補助金	教育総務課  P28～29
1 教育総務費 3 教育指導費	離島活性化 交付金													
9 教育費	小学校施設整備事業	79,290	▲ 9,300	69,990	0	0	▲ 6,300	0	▲ 3,000	3-2 学校教育 の充実	4 教育環境 の整備	95 職員の力 が十分に 発揮でき る組織体 制の構築	●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実を目的に、経年による老朽化や 自然災害等による劣化で修理が必要となった施設の改修工事を実施する。  ●事業内容 事業実績による減 ・勝本小学校屋上防水工事ほか	教育総務課  P30～31
2 小学校費 1 学校管理費	学校教育施 設等整備事 業費													

令和7年度3月31日専決 補正予算の概要

- 【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】
- 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
  - 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
  - 3 未来を育む子育てと学びの島
  - 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
  - 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
  - 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 部署 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
9 教育費 4 幼稚園費 1 幼稚園費	幼稚園施設整備費	9,201	▲ 3,300	5,901	0	0	▲ 2,500	0	▲ 800	3-2 4 学校教育 の充実 4 教育環境 の整備	95 職員の力 が十分に 発揮でき る組織体 制の構築	●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実を目的に、経年による老朽化や 自然災害等による劣化で修理が必要となった施設の改修工事を実施する。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 龍潭幼稚園および瀬戸幼稚園改修工事	教育総務課  P30～31	
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	巻岐文化ホール施設 整備費	27,533	▲ 3,357	24,176	0	0	▲ 3,400	0	43	3-3 社会教 育・ス ポーツ の充実	2 文化・ス ポーツ活 動支援	●事業の背景・目的等 施設・設備の長寿命化を図るとともに、利用者の利便性・快適性向上のため 計画的な改修を実施する。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 照明制御盤更新工事ほか	文化スポーツ 振興課  P30～31	
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	松永記念館管理費	13,522	200	13,722	0	0	0	200	0	4-3 歴史文化 資源の保 護と活用	1 文化財の 保護と活 用・継承	●事業の背景・目的等 文化財施設の維持管理と長寿命化を図り、郷土教育・文化継承に努める。  ●事業内容 寄附の申込みを受け、後年度事業に有効活用するため基金への積み立てを行 う。 ・ 松永記念館指定寄附金 200千円	文化スポーツ 振興課  P30～31	
9 教育費 6 保健体育費 1 保健体育総務費	石田スポーツセン ター管理費	22,031	▲ 738	21,293	0	0	▲ 700	0	▲ 38	3-3 社会教 育・ス ポーツ の充実	2 文化・ス ポーツ活 動支援	●事業の背景・目的等 施設・設備の長寿命化を図るとともに、利用者の利便性・快適性向上のため 計画的な改修を実施する。  ●事業内容 事業実績による減 ・ 空調設備更新	文化スポーツ 振興課  P30～31	

令和7年度3月31日専決 補正予算の概要

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
9 教育費 7 学校給食費 1 学校給食費	学校給食運営費	310,822	▲ 4,748	306,074	0	0	1,600	0	▲ 6,348	3-2 学校教育 の充実	4 教育環境 の整備	81 持続可能 な形での 段階的給 食費無償 化	●事業の背景・目的等 安全安心な給食を提供し成長期における児童及び生徒の心身の健全な発達に寄与する。また、子育て世帯に係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のため給食費の一部を助成する。  ●事業内容 事業実績による減 ・空調設備更新 ・学校給食費支援事業補助金	教育総務課  P30～31
10 災害復旧費 2 公共土木施設災害復旧費 1 公共土木施設災害復旧費	漁港関係公共土木施設災害復旧事業費 (現年災補助)	40,000	▲ 14,056	25,944	▲ 11,544	0	▲ 2,900	0	388				●事業の背景・目的等 台風などの異常気象により被災した公共土木施設の早期復旧を行うことにより、利用者の安全安心を確保するとともに公共の福祉に努める。  ●事業内容 事業実績による減 ・災害復旧事業費の確定による減	水産課  P32～33

■一般会計・繰越明許費 変更（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変更理由
7 土木費	4 港湾費	勝本港埋立事業	48,500	52,500	4,000	R8.9.30	本工事（水路工）着手にあたり既設水路から流入した土砂が堆積し、新設水路が沈下するおそれがあることが判明したことから、地盤の安定化を図るための追加工事が必要となったため。
合 計			48,500	52,500	4,000		

## 基 金 の 状 況

### ○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度		令和6年度末 現在高	令和7年度(見込み)		令和7年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,843,077	273,040	350,000	1,766,117	262,461	612,795	1,415,783	
減債基金	1,366,735	62,258	200,000	1,228,993	35,510	300,000	964,503	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,869	1	0	25,870	7	0	25,877
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	162,984	523,986
	老人ホーム事業施設整備基金	166,848	4	0	166,852	42	0	166,894
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	68,461	2	29,000	39,463	18	5,378	34,103
	沿岸漁業振興基金	58,334	18,043	18,042	58,335	18,468	18,453	58,350
	教育振興基金	6,705	13,000	0	19,705	12	2,975	16,742
	松永記念館維持管理基金	7,805	1,000	0	8,805	200	0	9,005
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	2	0	6,245
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,043,400	0	418,000	1,625,400	0	574,410	1,050,990
	ふるさと応援基金	1,095,879	798,927	572,000	1,322,806	752,965	646,860	1,428,911
	過疎地域持続的発展特別事業基金	847,923	15	140,000	707,938	212	231,251	476,899
	本庁舎建設基金積立金	250,048	5	0	250,053	63	0	250,116
	学校施設整備基金積立金	350,138	7	0	350,145	88	0	350,233
	森林環境譲与税基金	20,125	9,256	6,710	22,671	10,506	10,605	22,572
	企業版ふるさと納税基金	13,350	3,310	12,850	3,810	2,330	3,310	2,830
	小 計	6,688,873	843,570	1,196,602	6,335,841	784,913	1,656,226	5,464,528
計	9,898,685	1,178,868	1,746,602	9,330,951	1,082,884	2,569,021	7,844,814	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	19,725	10,001	0	29,726	10,005	1	39,730
	介護給付費準備基金	111,121	10,002	0	121,123	10,028	39,718	91,433
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	33,000	8,956	11,075	30,881	1,387	15,128	17,140
計	163,846	28,959	11,075	181,730	21,420	54,847	148,303	
合 計	10,062,531	1,207,827	1,757,677	9,512,681	1,104,304	2,623,868	7,993,117	

### ○定額運用基金

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度		令和6年度末 現在高	令和7年度(見込み)		令和7年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	140	140	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	11,929	11,929	62,566	0	0	62,566
収入印紙等購買基金	2,000	8,225	8,225	2,000	0	0	2,000
合 計	84,566	20,294	20,294	84,566	0	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	10,147,097	1,228,121	1,777,971	9,597,247	1,104,304	2,623,868	8,077,683
-----------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

【参考資料】

令和7年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び入湯税が充てられる経費

1.地方消費税交付金（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 370,759千円  
 （社会保障財源化分）（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,252,139千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,278,350	929,144	30,100	3,790	51,269	264,047
	高齢者福祉事業	73,563	0	0	24,767	7,934	40,862
	児童福祉事業	24,942	504	0	11,200	2,152	11,086
	母子福祉事業	1,643	1,031	0	0	100	512
	生活保護扶助事業	689,745	516,323	0	26,204	23,937	123,281
	小計	2,068,243	1,447,002	30,100	65,961	85,392	439,788
社会保険	介護保険事業	600,125	47,866	0	9	89,794	462,456
	国民健康保険事業	264,696	139,797	0	143	20,285	104,471
	小計	864,821	187,663	0	152	110,079	566,927
保健衛生	高齢者医療事業	586,578	105,911	0	19,552	74,976	386,139
	疾病予防対策事業	125,085	4,773	0	110,785	1,549	7,978
	医療提供体制確保事業	607,412	0	0	1	98,763	508,648
	小計	1,319,075	110,684	0	130,338	175,288	902,765
合計	4,252,139	1,745,349	30,100	196,451	370,759	1,909,480	

2.入湯税（歳入）入湯税 2,786千円  
 （歳出）観光振興及び観光施設の整備に要する経費 129,511千円

【観光振興及び観光施設の整備に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国(県)支出金	市債	その他	入湯税	その他
観光振興事業	129,511	645	26,500	85,102	2,786	14,478
合計	129,511	645	26,500	85,102	2,786	14,478

# 資料 3

令和 8 年 老 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議

## 議 案 第 3 7 号 関 係 資 料

辺 地 対 策 事 業 位 置 図 等

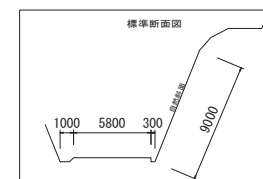
## 辺地対策事業関係資料

No.	事業名	辺地名	ページ	施設名
1	辺地対策事業位置図		1	
2	2級市道半城里線道路防災安全事業	柳田A	2	道路
3	2級市道大石湯岳線道路防災安全事業	仲・大石	3	道路
4	市道松崎新田13号線(幸ノ元橋)橋梁補修事業	中野郷	4	道路
5	商高国分線道路改良事業	国分	5	道路
6	津ノ宮線道路改良事業	石田	6	道路
7	山崎線道路改良事業	石田・筒城	7	道路
8	深江筒城線道路改良事業	筒城	8	道路
9	2級市道鮎川線交通安全施設整備工事	武生水C	9	道路
10	1級市道刈田院線道路改良工事	沼津B	10	道路
11	1級市道船橋池田線交通安全施設整備工事	志原A	11	道路
12	1級市道南本線交通安全施設整備工事	志原B	12	道路
13	1級市道大久保本線交通安全施設整備工事	初山A	13	道路
14	1級市道丘中田大久保線交通安全施設整備工事	西可須	14	道路
15	1級市道住吉船橋線(矢良橋)橋梁補修事業	住吉	15	道路





## 2級市道半城里線 平面図



①



②



③



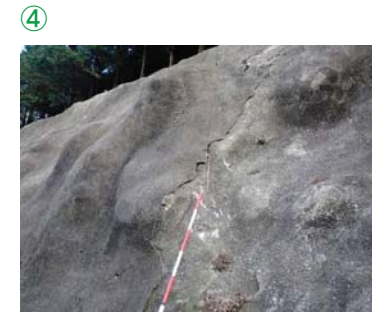
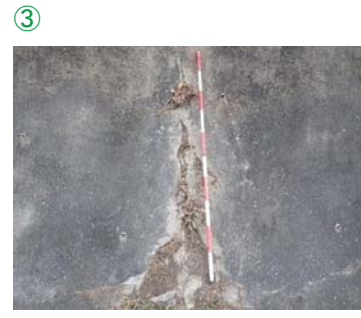
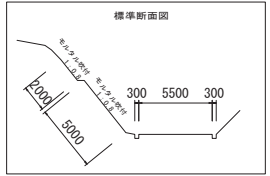
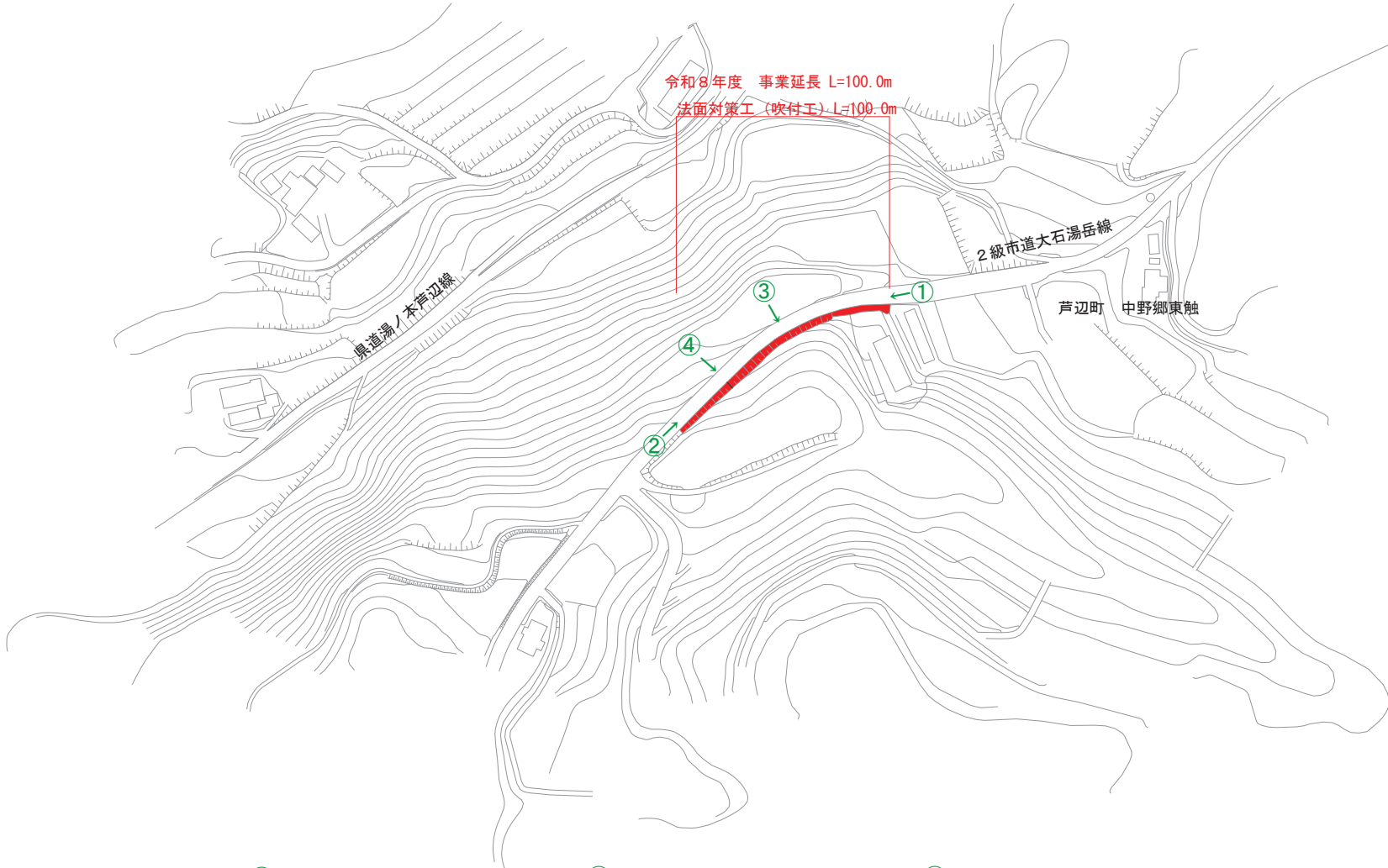
④



凡例	
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

年度	令和8年度
路線名	2級市道半城里線
施工箇所	巻岐市 郷ノ浦町 大浦触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:1000
図面番号	

# 2級市道大石湯岳線 平面図



凡例	
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

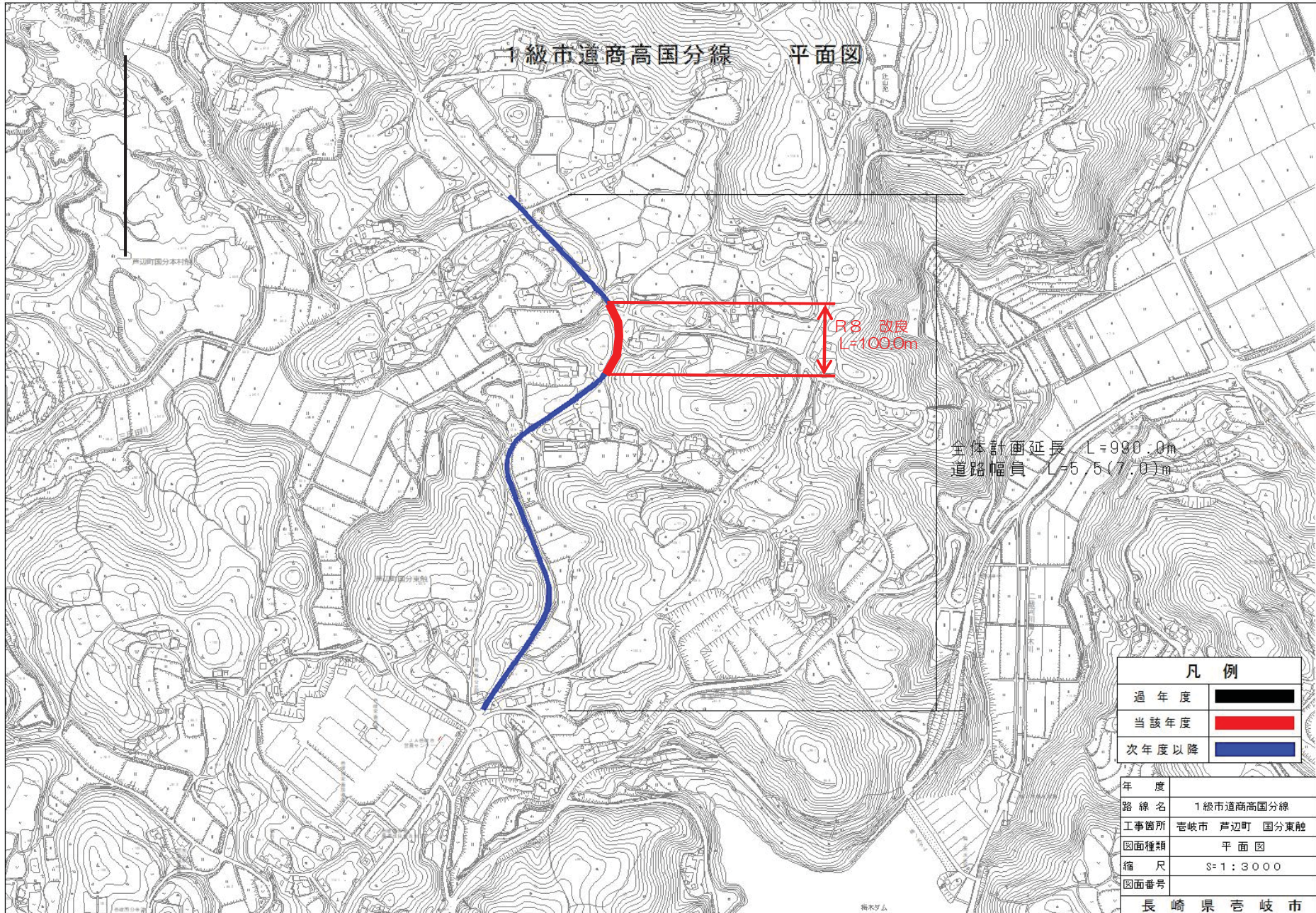
年度	令和8年度
路線名	2級市道大石湯岳線
施工箇所	巻岐市 芦辺町 中野郷東触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:1000
図面番号	

# 市道松崎新田13号線（幸ノ元橋）橋梁補修事

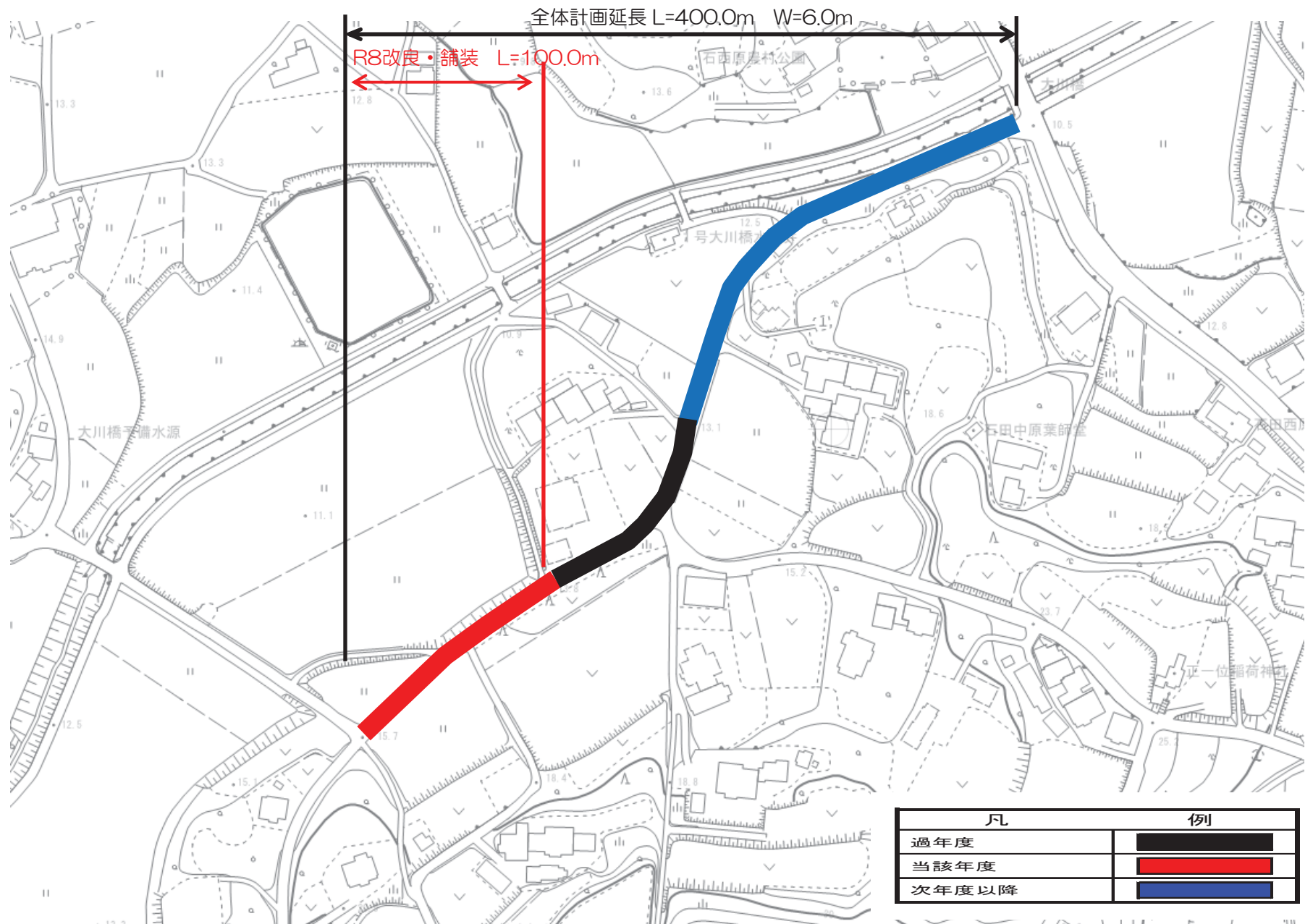


# 1級市道商高国分線道路改良事業

1級市道商高国分線 平面図

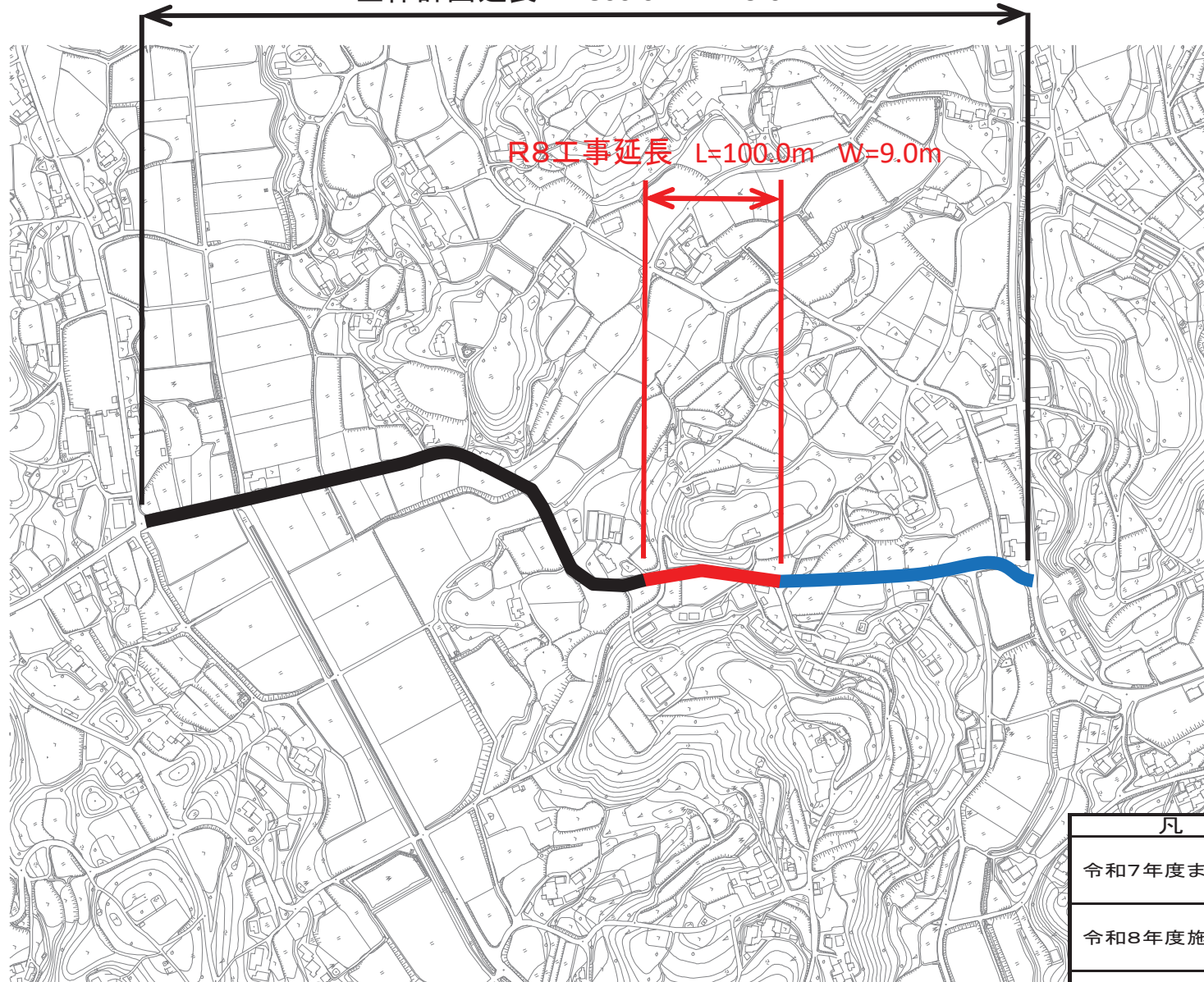


# 2級市道津ノ宮線道路改良事業



# 令和8年度市道山崎線道路改良事業

全体計画延長 L=800.0m W=9.0m



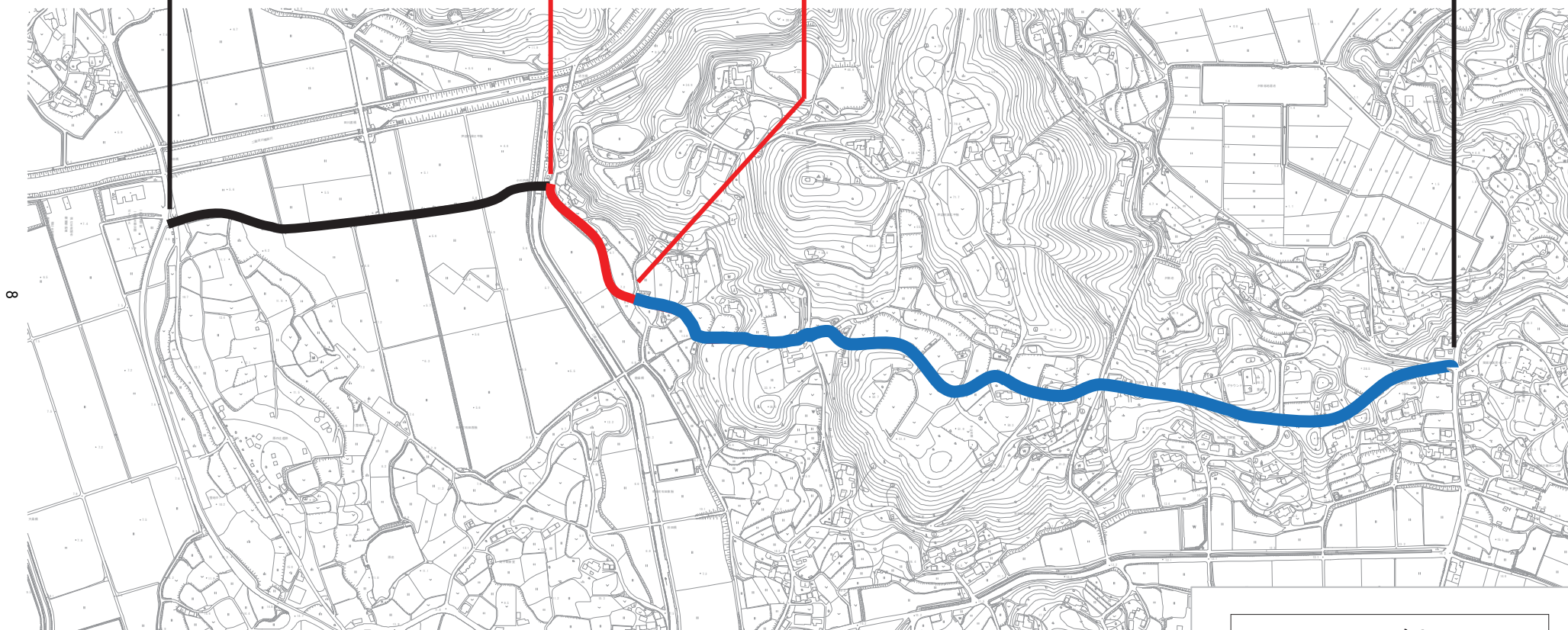
凡	例
令和7年度まで	
令和8年度施工区間	
令和9年度以降	

# 令和8年度 市道深江筒城線道路改良事業

全体計画延長 L=2,300.0m

R8 舗装工事

L=250.0m W=6.0m



8

## 凡 例

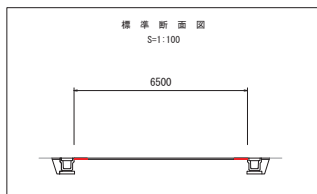
過年度	■
当該年度	■
次年度以降	■

# 2級市道鮎川線（片原工区） 平面図

令和8年度 事業延長 L=380.0m 路肩整備（グリーンベルト） L=380.0m



6



①



②



③



④



凡 例	
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

年度	令和8年度
路線名	2級市道鮎川線
施工箇所	喜岐市 郷ノ浦町 片原触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:1000
図面番号	

# 2級市道刈田院線道路改良事業

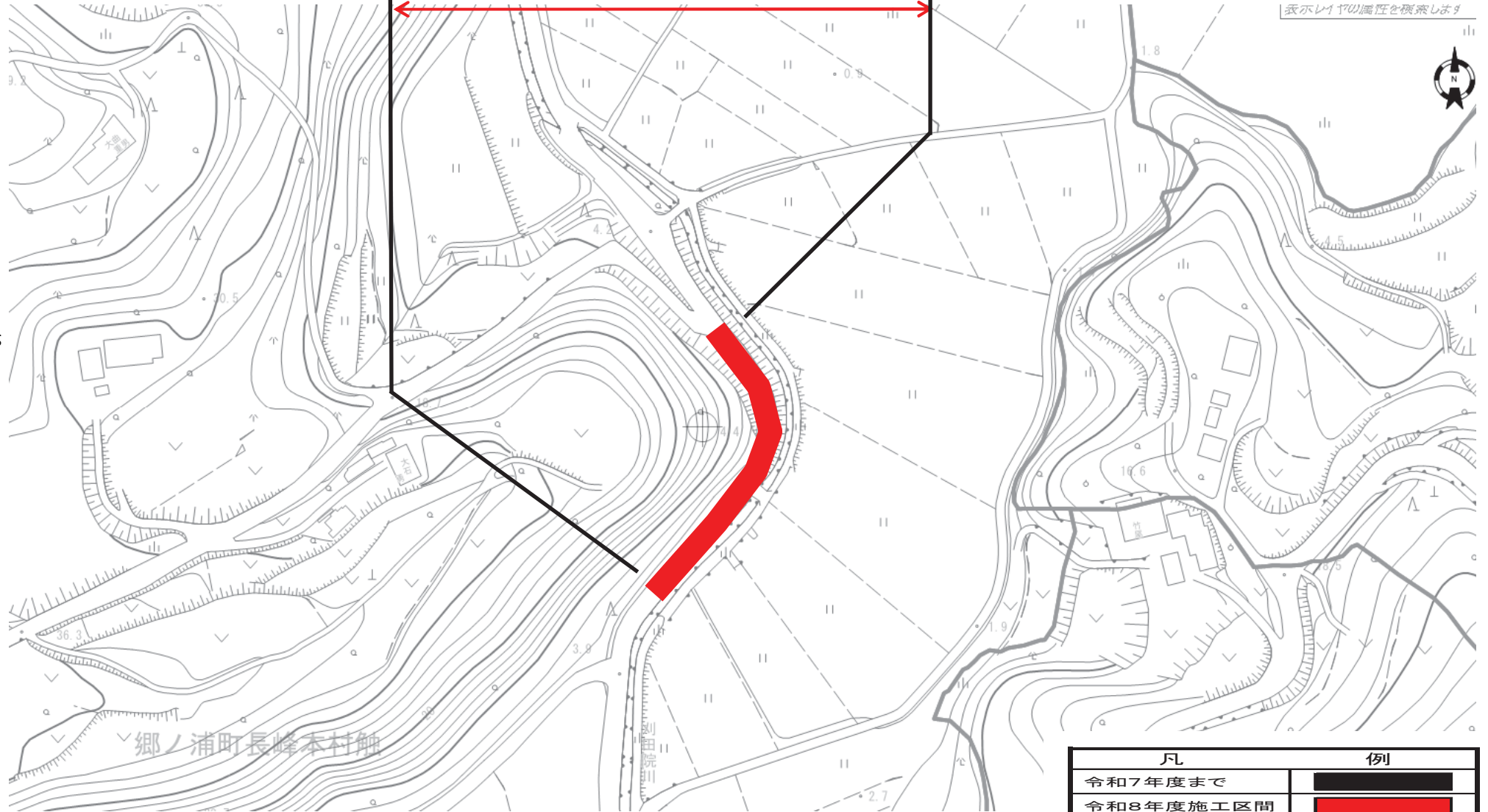
全体計画延長 L=100.0m W=5.5m

R8工事延長 L=100.0m W=5.5m

表示レイヤの属性を探索します



10

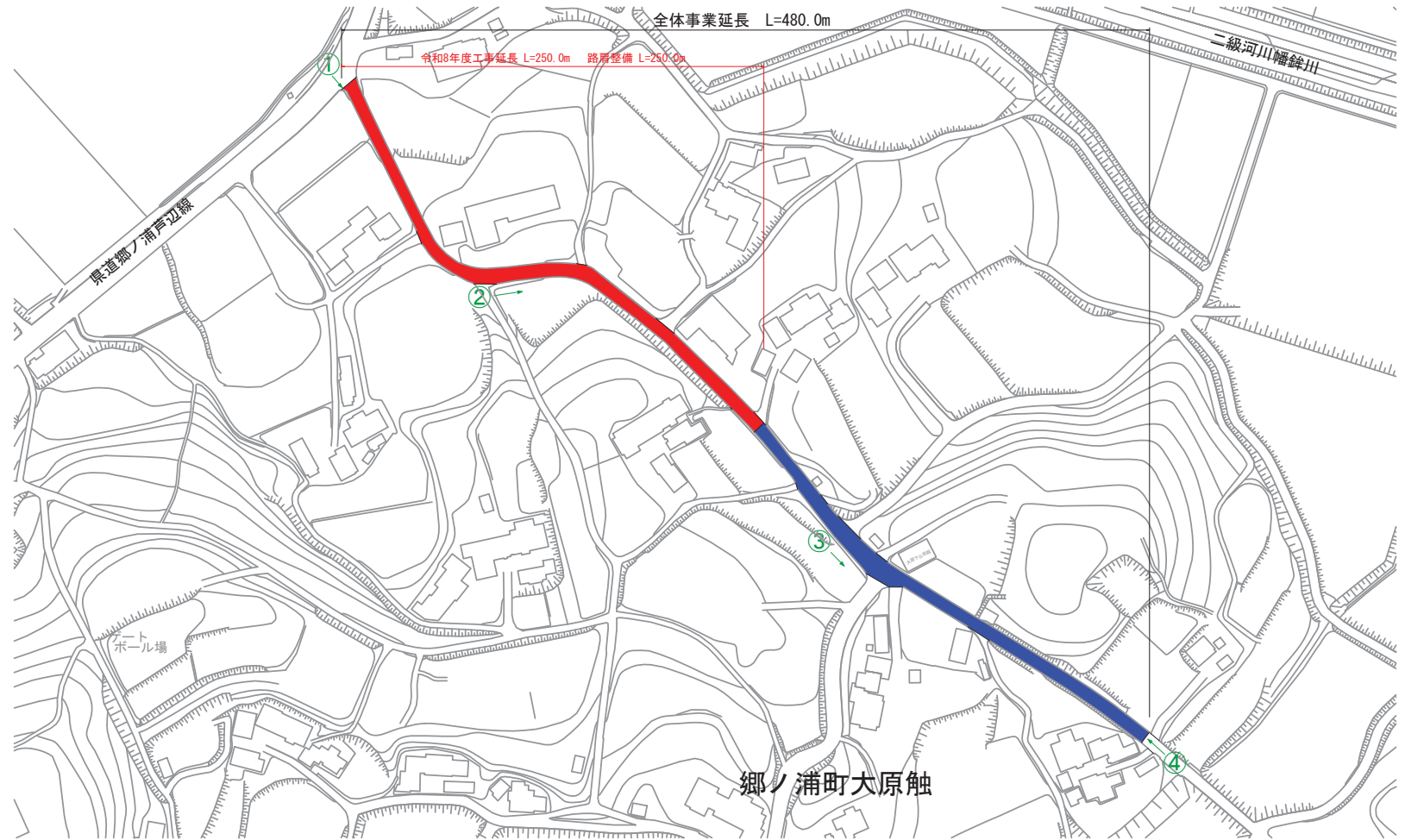


郷ノ浦町長峰本村触

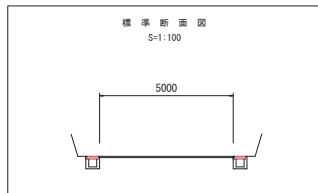
刈田院線

凡	例
令和7年度まで	
令和8年度施工区間	
令和9年度以降	

# 1級市道船橋池田線（大原工区） 平面図



11



①



②



③



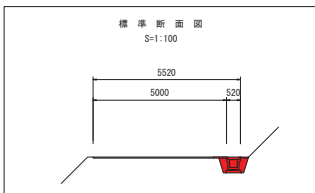
④



凡 例	
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

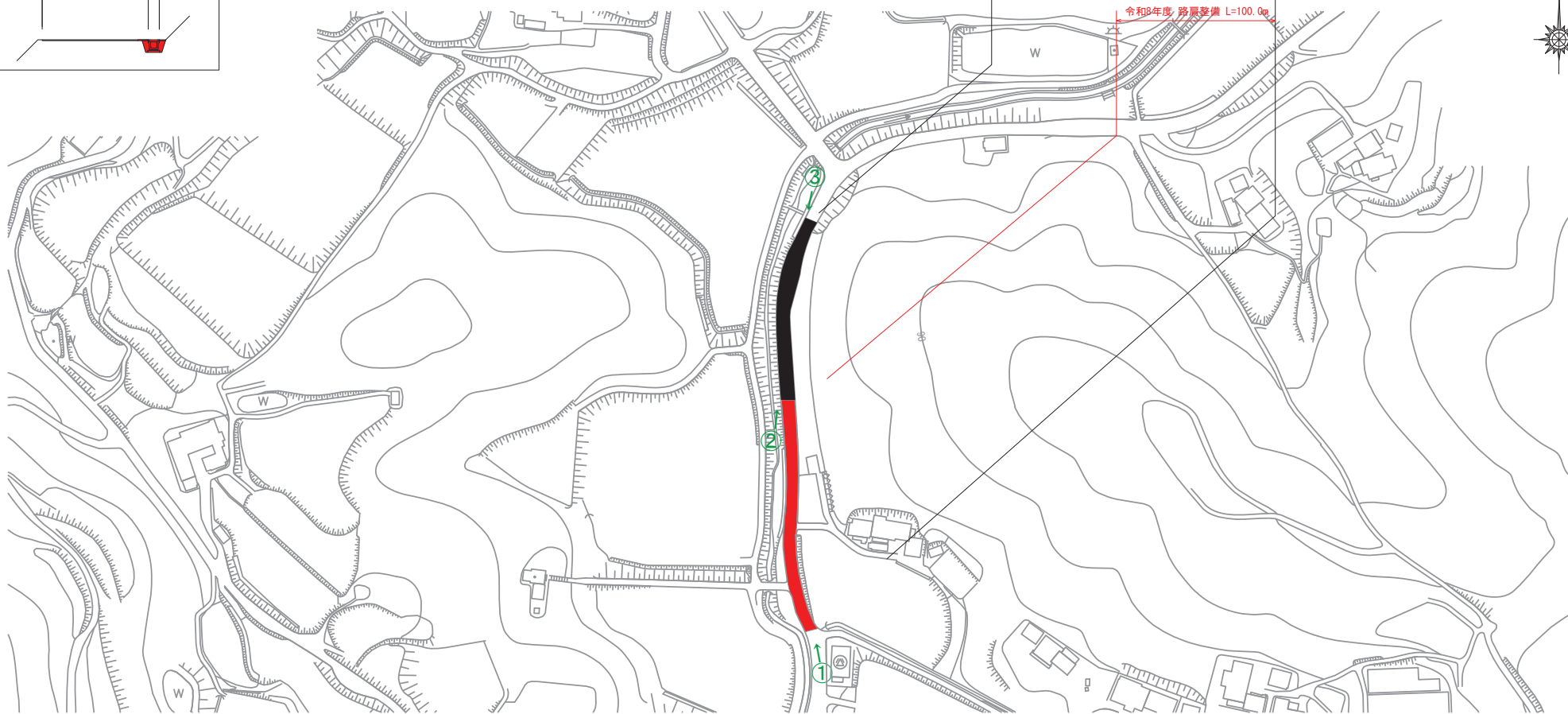
年度	令和8年度
路線名	1級市道船橋池田線
施工箇所	巻崎市 郷ノ浦町 大原触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:1000
図面番号	

# 1級市道南本線（志原南工区） 平面図



全体事業延長 L=200.0m

令和8年度 路肩整備 L=100.0m



12

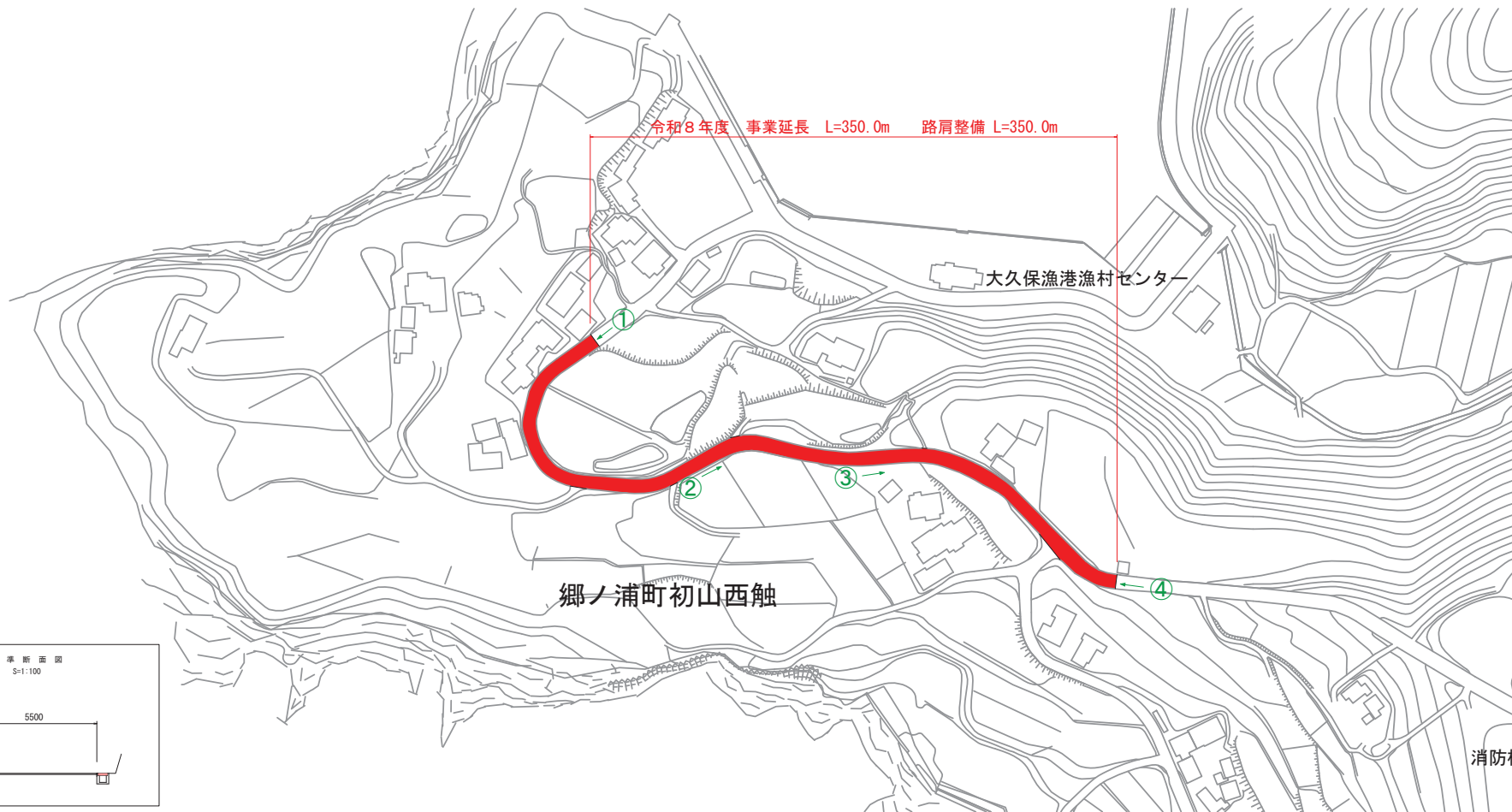


凡 例

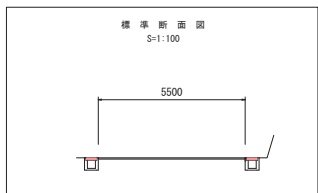
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

年度	令和8年度
路線名	1級市道南本線
施工箇所	苓崎市 郷ノ浦町 志原南工区
図面種類	平面図
縮尺	S=1:1000
図面番号	

# 1級市道大久保本線（初山西工区） 平面図



13



郷ノ浦町初山西触

①



②



③



④

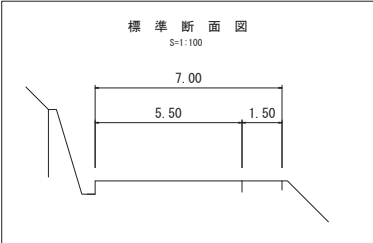
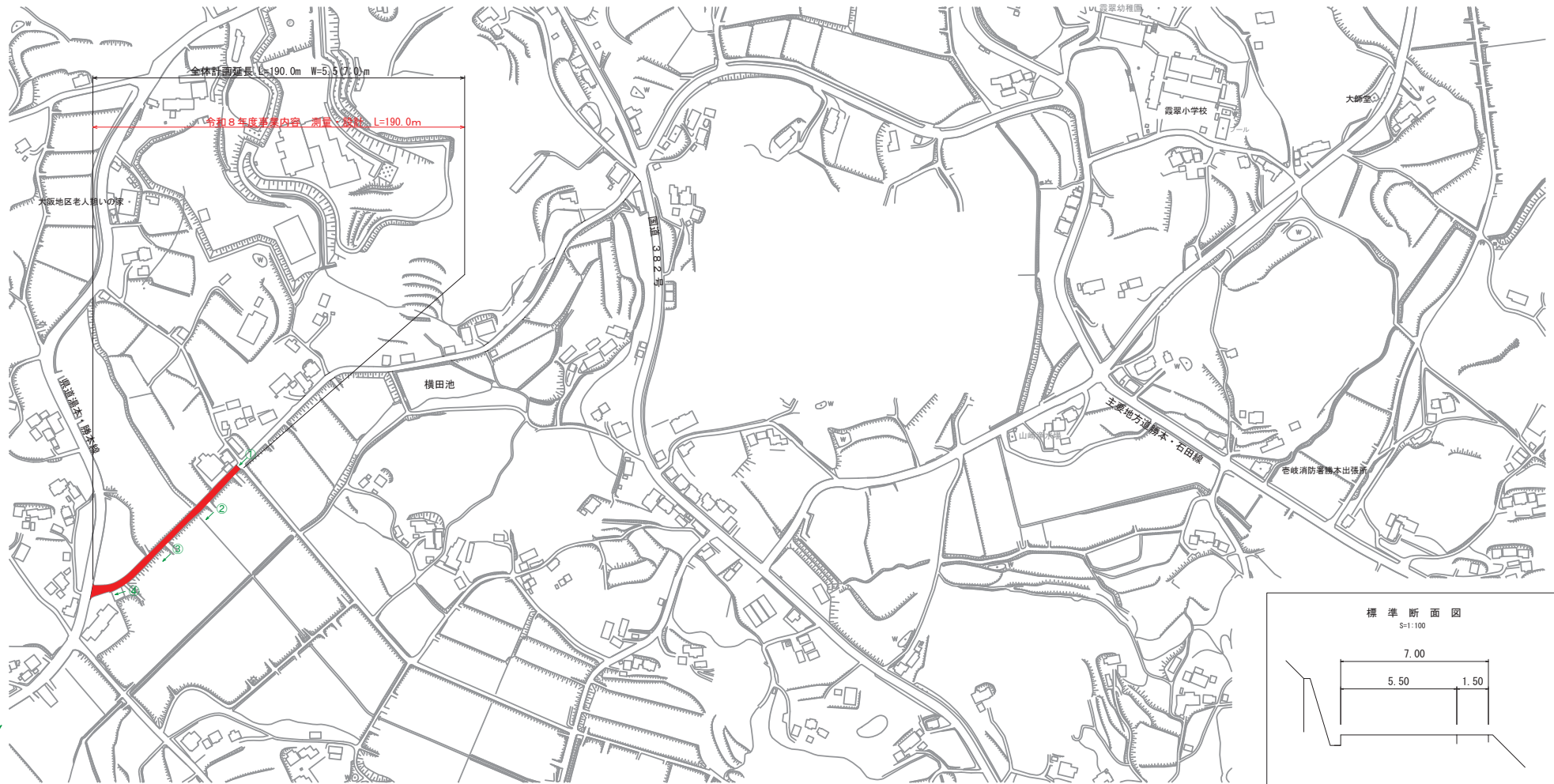


消防格納庫

凡 例	
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

年度	令和8年度
路線名	1級市道大久保本線
施工箇所	苓崎市 郷ノ浦町 初山西触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:1000
図面番号	

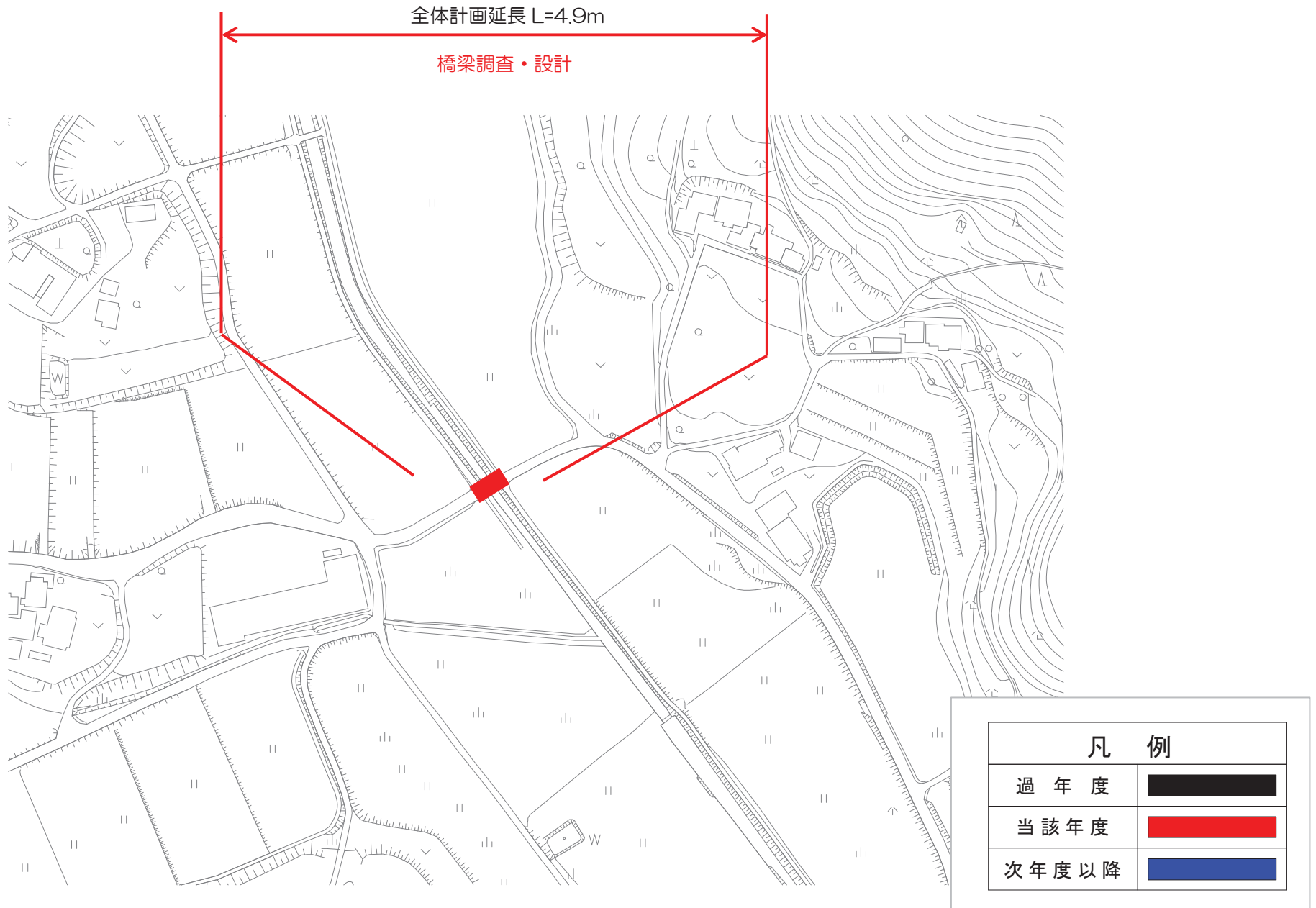
# 1級市道丘中田大久保線（坂本工区） 平面図



凡例	
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

年度	令和8年度
路線名	1級市道 丘中田大久保線
施工箇所	志岐市 勝本町 大久保線～坂本橋
図面種類	平面図
縮尺	S=1:2000
図面番号	

# 市道住吉船橋線（矢良橋）橋梁補修事業



## 令和8年度6月補正予算（案）概要

1. 各 会 計 予 算 額 一 覧	1
2. 6 月 補 正 予 算 の 主 要 事 業	2~7
3. 繰 越 明 許 費	8
4. 参 考 資 料	9~13



吉 岐 市

## 令和8年度壱岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		24,750,000	279,025	25,029,025	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	3,214,387		3,214,387	
	後期高齢者医療事業特別会計	468,286		468,286	
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,844,169		3,844,169
		介護サービス事業勘定	20,486		20,486
		計	3,864,655		3,864,655
	三島航路事業特別会計	148,182		148,182	
	農業機械銀行特別会計	148,872		148,872	
	合 計	7,844,382		7,844,382	
一般会計、特別会計の合計		32,594,382	279,025	32,873,407	

### ○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	745,989		745,989
	収益的支出	888,188		888,188
	資本的収入	322,673		322,673
	資本的支出	579,239		579,239
下水道事業会計	収益的収入	384,332		384,332
	収益的支出	377,701		377,701
	資本的収入	173,086		173,086
	資本的支出	237,676		237,676

令和8年度6月補正予算の主要事業

【吉崎市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ジ
					国費	県費	地方債	その他						
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	85,536	300	85,836	0	0	0	0	300	2-1 持続可能 なコミュ ニティの 形成	1 まちづく り協働 による協 働のまち づくり	87 まち協 や居 間組 織と の一 層 の 連 携 促 進 に よ る 持 続 可 能 な ま ち づ くり	●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、吉崎市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための組織としてまちづくり協議会を設置し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。  ●事業内容 武生水地域のまちづくり協議会設置に向けた準備費用 ・新たな地域コミュニティ準備補助金 300千円	地域共創課  P14~15
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	企画費	12,071	4,100	16,171	0	0	0	4,100	0	2-1 持続可能 なコミュ ニティの 形成	1 まちづく り協働 による協 働のまち づくり		●事業の背景・目的等 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集金施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。  ●事業内容 <一般コミュニティ助成事業> 一般財団法人自治総合センターにより採択された事業への補助交付事業  ○コミュニティ活動備品の整備等（助成額：1,000千円～2,500千円） 交付対象：自治公民館2件（1,600千円×1件、2,500千円×1件）	地域共創課  P14~15
	交通対策費	211,187	14,535	225,722	10,748	▲ 3,311	0	4,223	2,875	5-3 公共交通 体系の充 実	3 島内陸上 交通の維 持・活性 化	58 乗り合い や助け合 いによる 病院や買 い物への 支援強化	●事業の背景・目的等 吉崎市地域公共交通計画の方針に基づき、陸上交通における区域運行・デマンド交通への転換を図るため、本格運行に向けた利用者、交通事業者からの情報収集及び課題の検証を目的に、デマンド交通の実証運行を実施する。  ●事業内容 <区域デマンド交通実証運行事業> ○事業費：14,535千円 ①システム導入業務 ②運行業務 ③調査・分析業務 ○補助率：国2/3 (5,000千円までは定額)、市1/3  <地域公共交通利便増進計画策定業務> 事業実施に向けた国との協議において、事業主体を法定協議会とする必要が生じたため、現計予算の組み換えを行う。  ○事業費 6,624千円 (歳入) 県補助金▲3,311千円 → 贈収入3,311千円 (歳出) 報酬 ▲399千円 郵便料 ▲10千円 → 負担金6,624千円 委託料 ▲6,215千円	総務課  P14~15

令和8年度6月補正予算の主要事業

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	地域情報通信推進事業費	381,946	904	382,850	0	0	0	0	904				●事業の背景・目的等 無線システム普及支援事業費補助金の令和3年度分及び令和5年度分について、補助対象外経費を控除した適正な補助額への修正(確定額の更正)を行い、受領済みの補助金のうち過大となった額を速やかに国へ返還する。  ●事業内容 高度無線環境整備推進事業(離島伝送用専用線設備維持管理事業)返還金 ・令和3年度分 643千円 ・令和5年度分 261千円 計904千円	一緒に推進課  P14~15
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき農業構造転換・ステージアップ事業	0	10,909	10,909	0	5,454	0	0	5,455	1-1 農林業の振興	4 生産基盤の整備	10 高収益農業推進による農家所得の向上	●事業の背景・目的等 第4期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」、「生産性の高い足腰が強く活力ある山地の形成」、「賑わいのある安心・安全な暮らしやすい集落づくり」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の整備に対し支援する。  ●事業内容 <ながさき農業構造転換・ステージアップ事業補助金> (施設・機械設備導入に対する支援) ○補助対象：志岐市農業協同組合 ○補助対象事業費：43,637千円 ○負担割合：県1/8、市1/8 ○市事業費：10,909千円 →43,637千円×1/8(県)=5,454千円 →43,637千円×1/8(市)=5,455千円	農林課  P14~15
	新規就農者総合支援対策事業	12,969	4,013	16,982	0	4,013	0	0	0	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化		●事業の背景・目的等 次代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入などの取り組みを支援する。  ●事業内容 <経営発展支援事業補助金> (機械設備導入に対する支援) ○補助対象：新規就農者1件 ○補助対象事業費：5,000千円 ○負担割合：県3/4 ○市事業費：3,750千円(5,000千円×3/4(県)) ① ※市負担なし  <経営開始資金補助金> (新規就農者の経営資金補助) 補助単価改定による事業費の増 ○補助対象：新規就農者2件 ○単価改定 125千円/月 → 137千円/月 ○負担割合：県10/10 ○市事業費：263千円(263千円×10/10(県)) ② ※市負担なし  ①+②=4,013千円	農林課  P14~15

令和8年度6月補正予算の主要事業

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき農業気候変動総合対策事業	0	1,861	1,861	0	1,550	0	0	311	1-1 農林業の 振興	4 生産基盤 の整備	10 高収益農 業推進に よる農家 所得の向 上	<p>●事業の背景・目的等 近年の猛暑や豪雨など顕著になる気候変動の影響により、農畜産物の収量・品質低回・作業性の悪化等の課題が生じており、産地の維持および農業の持続のため気候変動に強い産地づくりを進めるとともに、各産地に安定した生産・出荷体制を早急に構築し、持続可能な生産体制を構築する。</p> <p>●事業内容 ＜ながさき農業気候変動総合対策事業補助金＞ (機械設備導入に対する支援) ○補助対象：農業者組合（アスパラガス） ○補助対象事業費：3,101千円 ○負担割合：県1/2、市1/10 ○市事業費：1,861千円 →3,101千円×1/2(県)≒1,550千円 →3,101千円×1/10(市)≒311千円</p>	農林課 P14～15
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	0	9,775	9,775	0	9,775	0	0	0	1-1 農林業の 振興	4 生産基盤 の整備	10 高収益農 業推進に よる農家 所得の向 上	<p>●事業の背景・目的等 集落営農活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入など総合的に支援を行う。</p> <p>●事業内容 ＜集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金＞ (機械設備導入に対する支援) ○補助対象：集落営農法人 2件 ○補助対象事業費：20,161千円 (2件) ○負担割合：県1/2 ○市事業費：9,775千円 (20,161千円×1/2(県)－305千円(補助上限)) ※市負担なし</p>	農林課 P14～15
	集落営農連携促進等事業	0	10,702	10,702	0	10,702	0	0	0	1-1 農林業の 振興	4 生産基盤 の整備		<p>●事業の背景・目的等 集落営農が連携・合併により効率的な生産・販売体制等を確立し、将来にわたって持続的に発展することができるよう、地域の関係機関のサポートを受けながら実施するビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入などの取り組みを総合的に支援する。</p> <p>●事業内容 ＜集落営農連携促進等事業補助金＞ (機械設備導入に対する支援) ○補助対象：集落営農法人 (2件) ○補助対象事業費：21,405千円 (2件) ○負担割合：県1/2 ○市事業費：10,702千円 (21,405千円×1/2(県)) ※市負担なし</p>	農林課 P14～15

令和8年度6月補正予算の主要事業

【吉岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ	
					特定財源									一般財源
					国費	県費	地方債	その他						
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	畑作物産地生産体制 確立・強化緊急対策 事業	0	45,875	45,875	0	45,875	0	0	0	1-1 農林業の 振興	4 生産基盤 の整備	10 高収益農 業推進に よる農家 所得の向 上	● ● ○ ① ② ○ ① ② ⑦+⑧+⑨+⑩=45,875千円	農林課  P14~15
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	畜産振興総務費	47,925	3,239	51,164	0	0	0	0	3,239			● ● ○ ○ 市負担額 (①-②) = 3,239千円	農林課  P14~15	

令和8年度6月補正予算の主要事業

【吉岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源									一般財源
					国費	県費	地方債	その他						
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	団体営事業費	134,000	53,096	187,096	0	41,296	10,600	0	1,200	1-1 農林業の 振興	4 生産基盤 の整備	<p>●事業の背景・目的等 老朽化した農業用水利施設の基盤整備を推進し、営農環境の維持・保全を図るため、農業用水路等長寿命化・防災減災対策事業（農業水利施設ストックマネジメント事業）を活用し、地元土地改良区が実施する配水管等の整備に対して支援する。</p> <p>●事業内容 国・県予算の事業費増加により、事業規模を拡大し早期完了を図る。</p> <p>&lt;農業水利施設ストックマネジメント事業補助金&gt;                      (農業水利施設整備に対する支援)                      ○補助対象：吉岐(国)地区                      ○補助対象事業費：58,995千円                      ○負担割合：国5.5/10、県1.5/10、市2/10                      ○市事業費：53,096千円                      →58,995千円×7/10(国・県)≒41,297千円                      →58,995千円×2/10(市)≒11,799千円</p>	農林課 P14~15	
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費(補助)	158,463	72,700	231,163	49,941	0	23,200	0	▲441	5-4 社会基盤 の再生と 有効活用	1 社会基盤 の整備・ 維持管 理・長寿 命化の推 進	<p>●事業の背景・目的等 ・幹線道路の整備を行うことにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。 ・通学路点検に基づく要対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。 ・異常が確認された道路法面構造物等の補修を実施し、交通の安全を確保する。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な点検及び補修を実施し、地域道路網の安全性・信頼性を確保する。</p> <p>●事業内容 補助事業の内示に伴う事業費の追加・調整</p> <p>①社会資本整備総合交付金(国庫負担 6.9/10) ・1級市道歸線(南工区)他1線 道路改良事業</p> <p>②防災・安全交付金(国庫負担 6.9/10) ・1級市道南本線(志原南工区)他4線 交通安全施設整備事業 ・2級市道半城里線(大浦工区)他1線 道路防災安全事業</p> <p>③道路メンテナンス事業費補助(国庫負担 6.9/10) ・1級市道住吉船橋線(矢良橋)他1橋 橋梁補修事業 ・吉岐市道路橋定期点検</p>	建設課 P16~17	
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業費	41,430	8,250	49,680	0	6,187	1,800	0	263	5-4 社会基盤 の再生と 有効活用	1 社会基盤 の整備・ 維持管 理・長寿 命化の推 進	<p>●事業の背景・目的等 ・急傾斜地の整備・修繕・長寿命化を図ることにより、住民の生命・財産を守ることとする。 ・令和7年8月発生の中豪雨により宇土(2)地区の宅地裏山の一部が崩壊したため、地域防災が崩壊対策事業にて復旧を行う。</p> <p>●事業内容 宇土(2)地区 地域防災が崩壊対策事業 (国負担 1/2 県負担 1/4)</p>	建設課 P16~17	

令和8年度6月補正予算の主要事業

【志岐市総合計画（第4次）における基本目標】  
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島  
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島  
 3 未来を育む子育てと学びの島  
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島  
 5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島  
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源									
					国費	県費	地方債	その他						
9 教育費 6 保体体育費 1 保体体育総務費	体育振興費（文化スポーツ振興課）	22,851	4,738	27,589	0	4,738	0	0	0	3-3 社会教育・スポーツの充実	2 文化・スポーツ活動支援	●	<p>●事業の背景・目的等 物価高騰の影響を受け、スポーツや文化・芸術活動を頑張る子どもたちの遠征費が高止まりし、保護者の負担となっている。 子どもたちの遠征にかかる経費の一部を補助することで、スポーツや文化・芸術活動に頑張る子どもたちを応援するとともに、子育て世帯の負担軽減を図る。</p> <p>●事業内容 遠征にかかる経費の支援として長崎県の事業により下記のとおり補助する。 ○補助額：小学生3,000円/人 中学生5,000円/人 （但し、1人1回のみとし、高校生は長崎県で対応） ※ながさきスポーツ・文化活動支援事業（県負担10/10）</p>	文化スポーツ振興課  P16~17
	体育施設管理費（文化スポーツ振興課）	18,230	32,057	50,287	0	0	0	16,000	16,057	3-3 社会教育・スポーツの充実	2 文化・スポーツ活動支援	●	<p>●事業の背景・目的等 勝本総合運動公園グラウンドは軟式野球の公式戦（小中学生、一般）や硬式野球（巻城高校・巻城商業高校両野球部）の練習（対外試合含む）などで頻繁に利用しているが、現在設置されているバックネットの高さが不足しているため、打球が頻繁に場外へ出ている。 今回、バックネットを改修することで、事故発生のリスクを解消するとともに、安心安全な施設の運営に努める。</p> <p>●事業内容 勝本総合運動公園グラウンドバックネット改修 ○防球ネット 396㎡（L=36m、H=11m） ○支柱 6組、ジョイントビーム 5本 ○既存ネット・柱撤去 一式</p>	文化スポーツ振興課  P16~17

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター塵芥車購入事業	11,041	R10.2.28	特殊車両となることから受注後の加工製造となり、納車までに期間を要するため。
合 計			11,041		

# 令和8年度予算 参考資料

(6月補正予算)

(単位:千円)

【目的と概要】

本市では、高齢者をはじめとする交通弱者の買い物や通院等のための移動手段の確保が課題となっている。そのため、令和7年度に策定した「壱岐市地域公共交通計画」では、陸上交通における区域運行・デマンド交通への転換を基本方針の一つとしており、本格運行に向けた利用者、交通事業者からの情報収集、課題の検証を目的に、市内の一部区域においてデマンド交通の実証運行を実施する。

	予算額	14,535
財源内訳	国庫支出金	10,748
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	912
	一般財源	2,875
	備考	

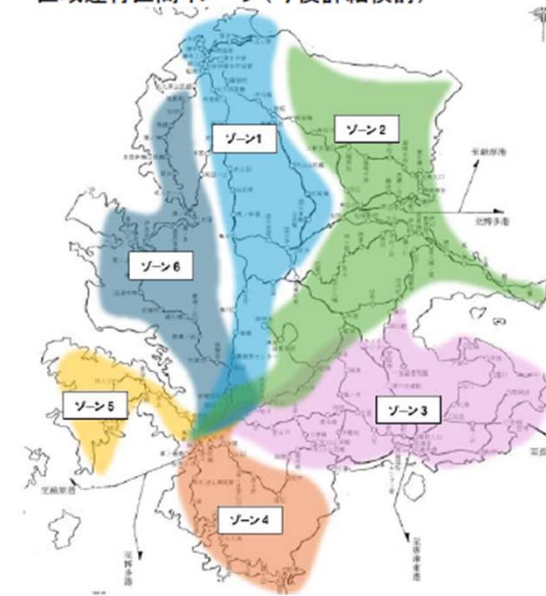
【事業内容(予定)】

- 事業(運行)主体：壱岐市
- 協力事業所：市内交通事業者等
- 事業費：14,535千円
- 運行収入(見込)：912千円
- 実施区域：郷ノ浦・勝本・芦辺・石田地区～郷ノ浦(壱岐病院)
- 実施期間：3ヶ月程度(平日及び土曜日)
- 運行時間：8時から13時

(イメージ)



区域運行区間イメージ(今後詳細検討)



(単位:千円)

本市農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化、生産資材の高騰、気候変動などの影響を受け、農業経営は厳しい状況であり、重点課題である担い手不足や生産性向上の重点事業として、「新規就農者」の確保や「スマート農業」の推進に取り組んでいます。また、地域農業の重要な役割を担う「集落営農」の維持・発展のため、効率的な生産体制の確立等に向けた取組を総合的に支援します。

	予算額	83, 135
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	77, 369
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	5, 766
	備考	

1. ながさき農業構造転換・ステージアップ事業

(新規就農者のリースハウス整備支援)

補助対象: 壱岐市農業協同組合

補助対象事業費: 43, 637千円

負担割合: 県1/8、市1/8

補助金額: 10, 909千円



2. 新規就農者総合支援対策事業

①経営発展支援事業補助金

(新規就農者の中古ハウス取得支援)

補助対象: 新規就農者1名

補助対象事業費: 5, 000千円(負担割合 県3/4)

補助金額: 3, 750千円

②経営開始資金補助金

(新規就農者の経営資金補助)

補助対象: 新規就農者2名

単価改定: 125千円/月→137千円/月

補助金額: 263千円(負担割合 県10/10)

①+② 計 4, 013千円

3. ながさき農業気候変動総合対策事業

(機械設備(高畝等)導入に対する支援)

補助対象: 農業者組合(アスパラガス)

補助対象事業費: 3, 101千円

負担割合: 県1/2、市1/10

補助金額: 1, 861千円



#### 4. 集落営農活性化プロジェクト促進事業

(集落営農組織の機械設備導入支援)

補助対象:集落営農法人 2件

補助対象事業費:20, 161千円

負担割合:県1/2(上限あり)

補助金額:9, 775千円

#### 5. 集落営農連携促進等事業(県新規事業)

(集落営農組織の機械設備導入支援)

補助対象:集落営農法人 2件

補助対象事業費:21, 405千円

負担割合:県1/2

補助金額:10, 702千円



#### 6. 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

(施設・機械設備導入支援)

補助対象:壱岐市農業協同組合

①機械導入(馬鈴薯移植機)

・補助対象事業費:951千円 ・負担割合:県1/2

・補助金額:475千円

②施設整備(馬鈴薯選果ライン一式)

・補助対象事業費:83, 680千円 ・負担割合:県1/2

・補助金額:41, 840千円

(ソフト事業に対する支援)

補助対象:壱岐市ばれいしょ産地づくり協議会

③水田馬鈴薯栽培実証等

・補助対象事業費:395千円 ・負担割合:県10/10

・補助金額:395千円

④新商品開発・販路拡大

・補助対象事業費:3, 165千円 ・負担割合:県10/10

・補助金額:3, 165千円

①+②+③+④=45, 875千円



◇目的と概要

物価高騰の影響を受け、スポーツや文化・芸術分野で活動する子どもたちの島外遠征等に係る経費が高止まりし、保護者の負担となっている。スポーツや文化・芸術活動に頑張る子どもたちを応援するため、島外遠征等に参加する経費を負担する子育て世帯の負担軽減を図る。

	予算額	4,738
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	4,738
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	0
	備考	

◇事業内容

【対象者・対象経費】

ジュニアスポーツ等クラブ、中学校部活動・地域クラブ、文化活動任意団体等に所属し活動する子ども達の島外遠征等にかかる経費の一部を補助

【補助額】

小学生 3,000円/人 中学生 5,000円/人  
(※高校生は県が直接高等学校に配分)

対象者想定数

小学生 500人(スポーツ団体等所属の想定人数)  
中学生 646人(想定人数)

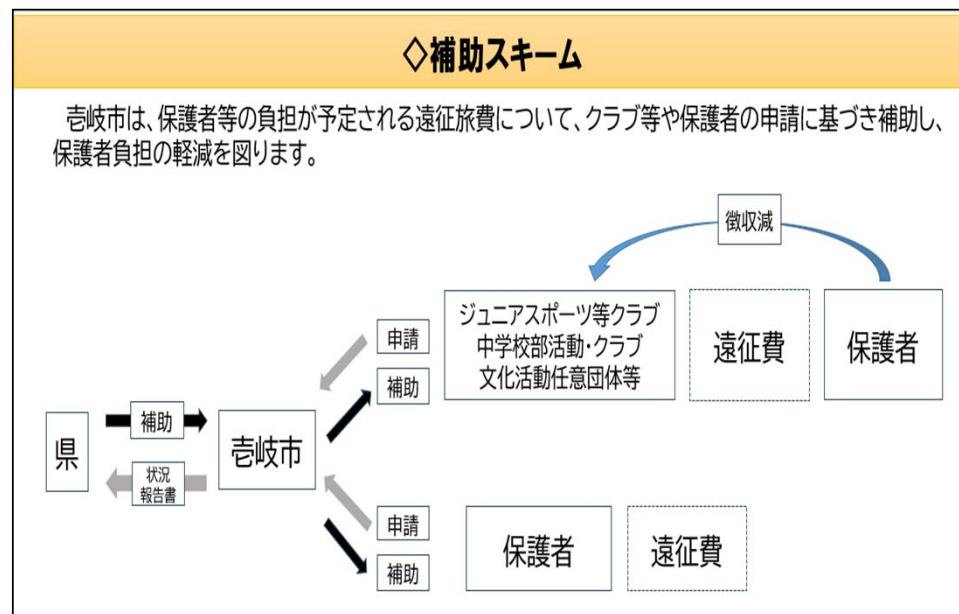
【申請回数】

1人1回

【申請期限】

令和8年12月末日(予定)

※令和8年4月1日以降の島外遠征が対象(中学3年生も申請可)



報告第2号 壱岐市税条例の一部改正について

1 改正の概要

令和8年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されました。これに伴い、標記条例について所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により令和8年3月31日付けで専決処分により改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 軽自動車税関係

軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴う改正です。

(2) 固定資産税関係

固定資産税の特例措置の拡充・延長に伴う改正です（条文整備）。

3 施行日

令和8年4月1日

報告第3号 彦根市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

1 改正の概要

令和8年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。これに伴い、標記条例についても令和8年4月1日から施行する必要があることから、地方自治法第180条第1項及び彦根市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により令和8年3月31日付けで専決処分により改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 子ども・子育て支援金等に係る改正

税制改正に伴い、国保税の新たな賦課項目として「子ども・子育て支援金」に係る条文を追加する。

賦課割合・額

所得割率	0.33%
均等割額	1,000円（実質18歳以上に限る）
平等割額	687円
18歳以上均等割	57円
課税限度額	30,000円

18歳未満に係る軽減措置

均等割については、制度上18歳未満の被保険者に対しても一度賦課されるが、当該均等割額については全額軽減（免除）される。この軽減に要する費用は、18歳以上の被保険者の均等割（1人あたり57円）として賦課される。

(2) 基礎課税額における課税限度額の引き上げ

中間所得層の負担軽減および受益と負担の適正化を図るため、基礎課税額（医療分）の課税限度額を引き上げる。

限度額： 現行 66万円 改正後 67万円（1万円の引き上げ）

(3) 低所得者に係る保険税減額措置の軽減判定所得基準額の見直し

物価高騰等の社会情勢を踏まえ、低所得世帯の負担軽減を図るため、被保険者の軽減判定所得基準額を引き上げる（対象世帯の拡大）。

2割軽減基準額（被保険者数に乗じる額）

現行 56万円 改正後 57万円

5割軽減基準額（被保険者数に乗じる額）

現行 30万5千円 改正後 31万円

(4) その他

その他、関係法令の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第32号 壱岐市監査委員条例の一部改正について

1 改正の概要

地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第243条の2の7(特定歳入等の収納)が新規追加されたことにより、これ以降の条ずれが生じたため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 条例第5条中、地方自治法第243条の2の8第3項を第243条の2の9第3項に改正する。

3 施行日

令和8年9月24日

議案第33号 壱岐市証紙徴収条例の廃止について

1 廃止の趣旨

証紙による収入の方法を廃止することに伴い、本条例を廃止する。

2 廃止の理由

証紙については、戸籍及び税証明等の申請窓口と証紙販売窓口が異なり、利用者に負担を生じさせていることから、証紙による収入の方法を廃止し、キャッシュレス決済等による手数料の徴収方法へ移行する。

3 施行日

令和8年8月1日

議案第34号

壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

壱岐市教職員宿舎のうち、壱岐市長島へき地教員宿舎を令和8年3月31日をもって解体のため、条例を改正するもの。

2 主な改正内容

壱岐市教職員宿舎の設置に関する条例第2条の表中、壱岐市長島へき地教員宿舎の項を削る。

3 施行日

令和8年7月1日

議案第35号 サンドーム壱岐条例の廃止について

1 改正の概要

遊休施設となっているサンドーム壱岐（本館）を、民間が保有するノウハウや資金を最大限に活用した新たな企業の促進や雇用の創出など、地域の活性化に資する利活用を図るため、公募型プロポーザルを実施し、貸付けを行う。なお、屋内競技場は、体育施設として継続し、市民の体育の普及及びその推進を図っていく。

2 主な改正内容

- (1) 民間事業者に貸付けを行うため、サンドーム壱岐条例を廃止する。
- (2) サンドーム壱岐の屋内競技場を体育施設とするため、壱岐市体育施設条例第1条第2項の表（体育施設の名称及び位置）と、第3条別表（使用料）に「湯本屋内競技場」を追加する。

3 施行日

公布の日から施行する。

議案第36号 壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
改正について

1 改正の概要

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の中で、地方自治法等の規定を引用しているが、地方自治法の一部改正に伴い、本条例における法律の引用条項が変更となるため、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 地方自治法第243条の2の7に「特定歳入等の収納」に係る規定が新たに追加されたことから、本条例が引用する条文内に条の番号ずれが生じたことに伴い、条例の一部を改正するもの

壱岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める

3 施行日

令和8年9月24日

地方自治法の一部を改正する法律の施行日 令和8年9月24日